

岩手県食の安全安心推進計画

(答申案)

平成 28 年 1 月

岩 手 県

目次

第1章 計画の基本的事項	2
第1節 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 関係者の責務と役割	
4 計画期間	
第2節 食の安全安心に関する現状と課題	4
1 食の安全安心を取り巻く現状	
2 これまでの食の安全安心に関する施策の成果及び課題	
3 今後の施策の方向性	
第3節 計画の基本目標等	11
1 計画の基本目標	
2 計画の施策体系	
第2章 食の安全安心の確保のための施策	14
I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進	14
施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援	
施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援	
施策3 食の安全安心に関わる人材の育成	
施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進	
II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進	21
施策5 食品の適正表示の推進	
施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進	
施策7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供	
施策8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発	
III 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実	28
施策9 生産段階における監視・指導	
施策10 製造・加工、流通段階における監視・指導	
施策11 輸入食品に対する監視・指導	
施策12 危機管理体制の充実	
施策13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進	
施策14 情報の提供と相談体制の充実	
第3章 計画の推進・進行管理	40
1 計画の推進	
2 国や自治体との連携	
3 施策の評価、指標の設定及び施策の公表	
参考資料	45
1 食の安全安心に関するアンケート調査結果	
2 岩手県食の安全安心推進条例	
3 岩手県食の安全安心推進条例施行規則	

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県では、平成15年8月に「岩手県食の安全・安心に関する基本方針」を策定するとともに、平成16年2月に、基本方針に基づく行動計画である「岩手県食の安全・安心アクションプラン」を策定し、食品等の安全性及び県民の食品等に対する信頼（以下「食の安全安心」という。）の確保を図ってきました。

平成22年7月には、「岩手県食の安全安心推進条例」（平成22年岩手県条例第37号。以下「条例」という。）を制定し、食品関連事業者¹、県民及び行政の三者がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携、協力しながら、食の安全安心の確保を総合的かつ計画的に推進するとともに、平成23年3月には、条例に基づき「岩手県食の安全安心推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、食品の安全安心の確保のための施策を着実に実施してきました。

しかし、近年、国内における農薬の意図的な食品への混入やノロウイルスなどを原因とする大規模な食中毒、輸入食品の期限切れ食肉使用問題など食の安全を脅かす全国的な事件が発生しました。

県内においても、平成23年3月の東日本大震災津波の発生による食料不足や原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響、食品の偽装や食中毒などの事件が発生しており、県民の食の安全安心の確保に対する要請は依然として高まっています。

今般、現行の計画期間が終了することから、県民の健康の保護が最も重要であるという条例の基本理念のもと、条例に基づき、食の安全安心の確保のための施策を一層推進するため、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする新しい計画を策定するものです。

2 計画の性格

（1）条例に基づく計画

この計画は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第7条に基づき県が定める基本的な計画です。

（2）県政の個別の政策課題に対する計画

この計画は、食の安全安心の確保という個別の政策課題に対し、条例の基本理念や責務を踏まえ、食品関連事業者、県民及び県の三者が、それぞれの役割を果たしつつ相互に連携、協力しながら、食の安全安心の確保を目指す計画です。

（3）「いわて県民計画」を具体化する計画

この計画は、「いわて県民計画²」を実現するため、「食の安全安心」の確保に関する施策の基本的な方向を具体化する実行計画です。

¹ 食品関連事業者：食品衛生法第3条に掲げる「食品等事業者」よりも広い概念であり、生産資材（肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品等）や食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいい、農林漁家及び農協など生産者団体も含まれる。

² いわて県民計画：希望あふれる岩手を実現していくため、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間として策定した県の総合計画

3 関係者の責務と役割

(1) 県の責務

県は、条例に規定する基本理念にのっとり、市町村、他の都道府県及び国との連携を図りつつ、食の安全安心の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、施策を実施します。また、施策に県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

(2) 食品関連事業者の責務

食品関連事業者は、関係法令を遵守するとともに、条例に規定する基本理念にのっとり、安全な農林水産物の生産又は安全な食品の提供に努めます。

また、自らが取り扱う食品により県民の健康に悪影響が及び、又は及ぶおそれがある場合には、速やかにその原因を究明し、対策を講ずること等により県民の信頼の向上に努めます。

(3) 県民の役割

県民は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保について意見を表明すること等により、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとします。

4 計画の計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 ヶ年とします。

第2節 食の安全安心に関する現状と課題

1 食の安全安心を取り巻く現状

(1) 国内における食の安全安心に関する動向

国内におけるBSE（牛海綿状脳症）の発生や食品の偽装表示などに対する食の安全安心への国民の関心の高まりを受け、食品安全基本法³の制定や残留農薬に関するポジティブリスト制度⁴の導入、JAS法⁵（農林物資の規格化等に関する法律、現「食品表示法⁶」に統合）の罰則強化など、法改正による規制の強化が図られました。

しかしながら、その後も、輸入食品の期限切れ食肉使用や食品の偽装表示など、食の安全安心を脅かす事件・事故が全国で相次いでいます。

このような事件・事故の発生を受け、7割以上の都道府県で、食の安全安心に関する施策を実施するための食の安全安心に関する条例が制定され、それに基づく計画や指針が策定されています。

なお、国では、平成23年3月に発生した原子力発電所事故に対応して、食品衛生法に基づく放射性物質の暫定規制値を設定し、その後、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を取りまとめ、平成24年4月の基準値の施行等を踏まえて、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断、出荷制限等の解除の考え方について必要な見直しを行っています。

また、平成25年6月に、食品表示に関する制度をより分かりやすいものとするために、食品衛生法⁷、JAS法（農林物資の規格化等に関する法律）、健康増進法⁸のうち、食品の表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として食品表示法を制定しました。

平成26年5月には、将来的なHACCP⁹による工程管理の義務化を見据えつつ、HACCPの段階的な導入を図る観点から、食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）を改正し、新たにHACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準（HACCP導入型基準）を規定しました。

³ 食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）：食品の安全性の確保に関し、基本理念を定めるとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的として定められた法律

⁴ ポジティブリスト制度：食品衛生法の改正により、原則禁止の中で、禁止していないものを例外的に一覧表に示す制度。食品添加物については、平成18年5月からは、食品中に残留する農薬、飼料添加物や動物用医薬品についてもポジティブリスト制度が導入されており、リストの基準値を超えて農薬等が残留する場合は、その食品の販売が禁止されている。

⁵ JAS法（昭和25年5月11日法律第175号）：「農林物資の規格化等に関する法律」の略称。JAS規格制度と品質表示制度の2つの制度であったが、品質表示については、食品表示法に統合された。

⁶ 食品表示法（平成25年6月28日法律第70号）：食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として制定された法律

⁷ 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）：食品の安全性の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする法律

⁸ 健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）：国民の健康維持と現代病予防を目的として制定された法律。特定保健用食品などの特定用途食品や栄養表示などを規定していたが、栄養表示は、食品表示法に統合された。

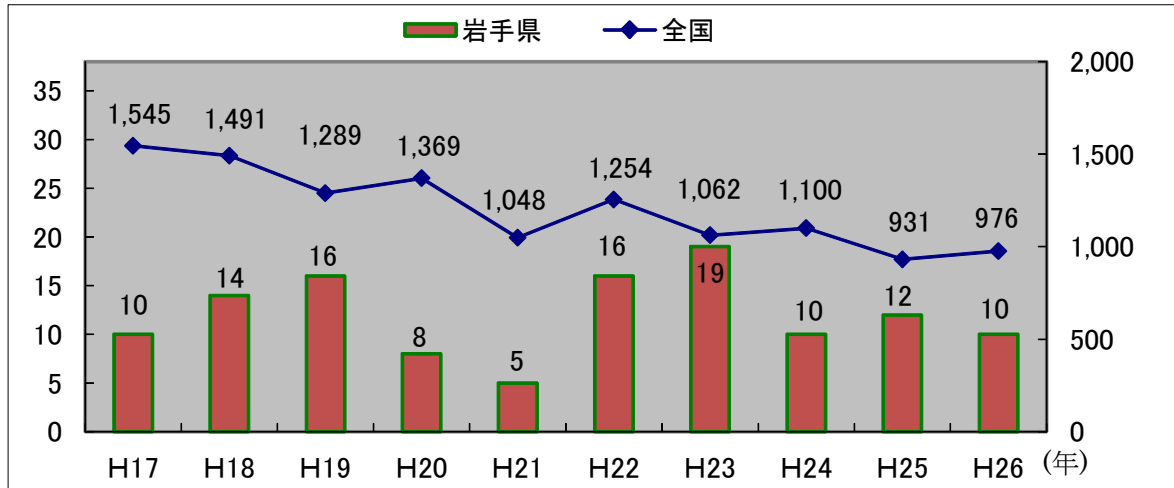
⁹ HACCP：HACCPとはHazard Analysis Critical Control Pointの略で、食品の製造・加工工程において発生する可能性のある危害を予め分析し、この結果を基に衛生管理するとともに、その中で特に重点的に監視する必要がある重要管理点を定め、その工程を連続的に管理することにより製品の安全性を保証する方法。本県独自の取組である岩手版HACCPの解説については、17ページ参照のこと。

(2) 岩手県における食の安全安心に関する事件等の現状

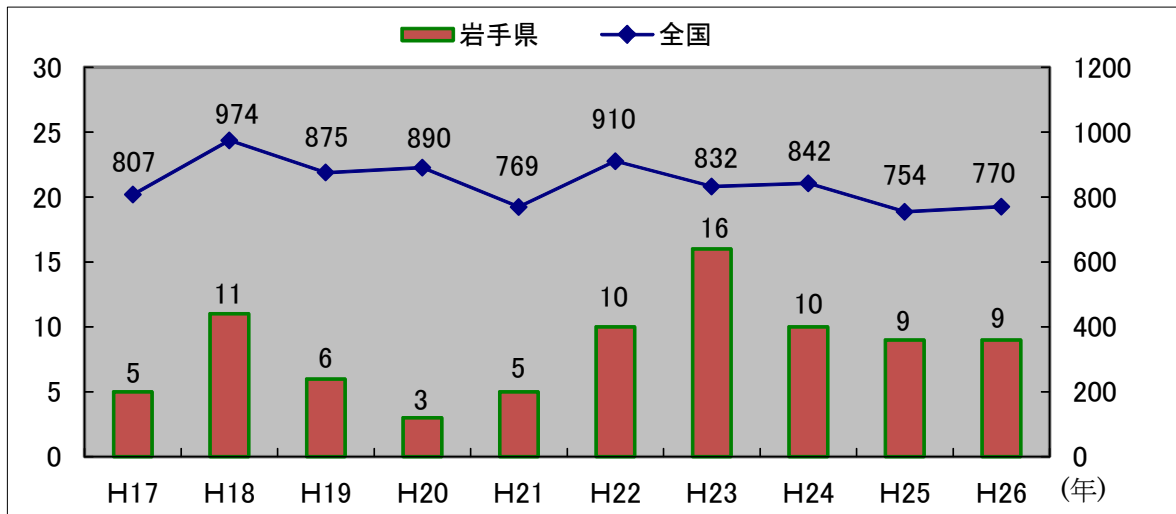
ア 食中毒事件の状況

本県の食中毒事件数は、HACCPの考え方に基づく衛生管理の普及の取組や農林水産物の衛生管理水準の向上を図っているものの、近年は、毎年10件程度で推移しています。

【食中毒事件数（総件数）の推移】



【営業施設における食中毒事件数の推移】

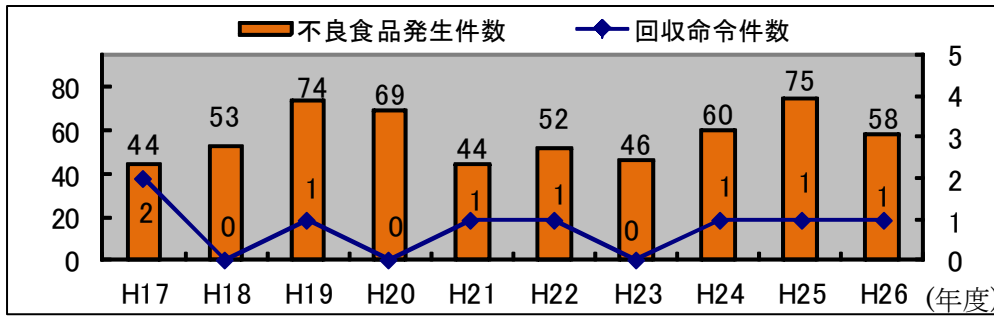


※ 営業施設の件数は、総件数から家庭及び原因施設不明分を除いた件数であること。

イ 不良食品の発生及び食品衛生法に基づく回収命令の状況

食品の偽装表示等の発生が相次いだ平成25年度には、品質不良や規格基準違反、アレルギー表示等の表示違反などいわゆる不良食品の発生件数が増加しましたが、そのほとんどについて食品関連事業者による自主回収等の措置が講じられており、食品衛生法に基づく回収命令の件数は低水準で推移しています。

【食品衛生法に関する不良食品発生件数と回収命令の状況】



ウ 食品表示に関する処分状況

食品表示法（旧 J A S 法）に基づく表示違反については、本県においても、改善指示を要する事案が発生しています。

【本県事業者における食品表示法（旧 J A S 法）第 6 条第 1 項による改善指示件数】

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
件数	岩手県	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件	2 件	0 件	0 件
	全国	68 件	63 件	84 件	118 件	91 件	71 件	38 件	54 件	51 件	34 件

※ 件数は農林水産省所管分及び都道府県所管分の合計であること。

食品表示法第 6 条第 1 項

食品表示基準に定められた第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第 1 項第 2 号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

エ 食品関連事業者による自主的な回収事例の増加

食品をめぐる国内における事件・事故の発生を受け、消費者の食品の安全安心に対する関心が高まる中、食品関連事業者には消費者の視点に立った取組が求められています。このため、食品に関する問題が発生した場合の食品関連事業者による自主的な回収とその公表の件数が増加しています。

本県においても、迅速な回収と健康被害の未然防止を図るため、条例に基づく自主回収報告制度¹⁰を平成 23 年 4 月 1 日から施行しています。

¹⁰ 自主回収報告制度：岩手県食の安全安心推進条例第 19 条に基づき、特定事業者が行う食品の廃棄や自主回収等の措置のうち、食品衛生法違反や健康への悪影響の未然防止や拡大防止の観点から行う自主的な回収について、その着手時及び終了時に県への報告を義務づけ、その情報を県のホームページ等で県民に周知する制度。なお、回収命令等の処分を受けて回収する場合はこの制度に含まれない。

【本県における不良食品の自主回収把握件数】

岩手県			全国（参考）
年度	本県事業者による 自主回収把握件数	他都道府県の自主回収食品の 本県流通分に関する通報件数	自主回収件数
H22	2件	149件	709件
H23	17件	117件	943件
H24	9件	195件	920件
H25	10件	196件	932件
H26	19件	270件	1,014件

※ 全国の件数は独立行政法人農林水産省消費安全技術センター調べ。なお、命令による回収は含まれていない。

オ 県産食材等の放射性物質濃度の検査状況

平成 23 年 3 月に発生した原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響を踏まえ、消費者の不安を解消する取組が求められています。

本県では、「県産食材等の安全確保方針」を定め、県産食材等を対象とした放射性物質濃度の検査の実施や検査結果の速やかな公表など、県産食材等の安全性に係る情報を提供することにより、食の安全安心の確保を図っています。

平成 26 年度の検査結果においては、基準値を超過した件数は、県産農林水産物で 3 件、流通食品で 0 件となっており、大幅に減少しています。また、県立学校における学校給食食材等では、基準値を超過した例はありません。

【県産農林水産物等の放射性物質濃度の検査状況】

（単位：件）

区分	H23	H24	H25	H26	H27 (4～10月)
穀類（米等）	128	1,312	554	294	<u>95</u>
野菜類	44	127	71	64	<u>40</u>
果実類	11	51	30	31	<u>24</u>
特用林産物（しいたけ等）	150	1,025	608	514	<u>341</u>
畜産物	7,523	13,756	14,425	14,344	<u>7,661</u>
水産物	458	1,954	1,881	1,824	<u>1,037</u>
その他（茶等）	—	9	6	3	—
合計	8,314	18,234	17,575	17,074	<u>9,198</u>
基準値超過件数	14(0.17%)	240(1.32%)	6(0.03%)	3(0.02%)	1(<u>0.01%</u>)

【流通食品の放射性物質濃度の検査結果】

(単位：件)

区分	H24	H25	H26	H27 (4～ <u>10</u> 月)
穀類（米等）	0	17	19	<u>8</u>
野菜類	27	29	57	<u>39</u>
果実類	2	15	19	<u>20</u>
特用林産物（しいたけ等）	9	21	2	<u>4</u>
畜産物	24	40	26	0
水産物	1	15	36	<u>28</u>
牛乳・乳児用食品	11	22	18	0
飲料水	2	4	5	<u>3</u>
その他	19	37	18	<u>14</u>
合計	95	200	200	<u>116</u>
基準値超過件数	0	1	0	0

カ 食の安全安心に対する県民の意識

アンケート調査（希望王国いわてモニターアンケート）では、「購入する食品の安全性又は信頼性に不安を感じない人」の割合は、平成21年度は35.3%、平成26年度は36.0%とほぼ横ばいで推移しています。

（アンケートの詳細については45ページ参照）

2 これまでの食の安全安心に関する施策の成果及び課題

(1) 旧計画の取組

ア 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

重点対象業種への岩手版HACCP¹¹の普及、農産物の安全確保や環境保全を図るための岩手県版GAP¹²導入産地の拡大などに努め、取組については概ね計画どおり実施しましたが、依然として、営業施設での食中毒や食品衛生法違反（残留農薬基準超過）などが発生しています。

今後も、生産、製造等の段階で取組を行う必要があります。

イ 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

食品の適正表示の指導、食の安全安心に関するリスクコミュニケーション¹³や出前講座の着実な実施、食品の安全性等に関する情報提供などに努めましたが、「購入する食品の安全性又は信頼性に不安を感じない人の割合」は、36.0%（平成26年度）と依然として低い状況です。

今後も、食の安全安心を確保する取組を行う必要があります。

ウ 食品に対する監視・指導の充実・強化

農薬の適正使用の指導や家畜伝染性疾病のサーベイランス¹⁴、貝毒及びノロウイルス¹⁵の出荷前自主検査等の指導に努め、計画は概ね達成しましたが、依然として、営業施設での食中毒や食品衛生法（残留農薬基準超過）違反などが発生しています。

今後も、家畜伝染性疾病の発生予防、食中毒の発生や法令違反を防止するため、監視・指導の取組を行う必要があります。

エ 食の安全安心を支える体制の整備

食の安全安心に関する危機事案に対応するため、「食の安全安心に関する危機管理対応指針」に基づく訓練等の実施や収去検査による食品の調査分析の迅速化、食品表示110番¹⁶の設置などによる食品表示の適正化を図りましたが、「食の安全性確保の取組が行われていると感じる人」の割合は、平成26年度は78.8%（平成21年度79.4%）で概ね横ばいで推移しています。

今後も、食品の監視・指導も含めた体制を整備する必要があります。

¹¹ 岩手版HACCP：解説は17ページ参照。

¹² 岩手県版GAP：GAP（Good Agricultural Practice）とは、農産物を生産する際に、農産物の安全確保、環境の保全、農作業の安全確保などを目的として、生産者自らが工程ごとにチェック項目を設け、確認、記録しながら作業を進めることにより生産工程を管理する手法。民間団体が認証したり、小売業者が点検を行うより高度なGAPもあるが、本県では多くの生産者が取り組めるよう基本的な取組内容を示した岩手県版GAPを作成し、普及を図っている。

¹³ リスクコミュニケーション：食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者等の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

¹⁴ サーベイランス：疾病の発生状況やその推移などを継続的に調査し、疾病対策に必要な情報を得るとともに結果を迅速かつ定期的に活用すること。

¹⁵ ノロウイルス：小型球形ウイルスと呼ばれていた食中毒の原因となるウイルスで、手指や食品などを介して感染し、嘔吐、下痢、腹痛などを起こす。加熱処理により死滅するが、生カキなど二枚貝による食中毒が、11月から3月の冬季を中心に発生している。調理従事者を介して二次的に汚染される事例も多い。

¹⁶ 食品表示110番：食品表示についての相談と不適正表示に関する情報提供に対応する窓口として、県庁内に設置しているダイヤル。

3 今後の施策の方向性

これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後においては、食品の安全性の維持、向上を図りながら、県民の食品に対する信頼を高めるため、以下の3つの項目を柱に、食の安全安心の確保のための施策を展開することとします。

(1) 「安全で環境負荷の少ない食品の生産、製造等の推進」

高度なGAP活用の拡大、岩手版HACCP、HACCP導入型基準による衛生管理の普及などにより、食品の生産、製造・加工、流通段階における安全性の確保を図るとともに、環境負荷の少ない環境保全型農業¹⁷による農産物の生産を推進します。

(2) 「食品に関する信頼の向上と県民理解の増進」

食品表示法の周知等による食品表示の適正化、リスクコミュニケーションや出前講座等による県民と食品関連事業者の相互理解の増進、食に関する取組の「見える化」の促進、自主回収報告制度の適正運用などにより、県民の食品に対する信頼向上と県民理解の増進を図ります。

(3) 「監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実」

生産、製造・加工、輸入、流通過程など食品を供給する各段階における安全性の確保のため、関係機関と連携を図り、食品の安全性や食品表示などに関する監視・指導を適切に実施するとともに、国体などの大規模イベントに向けた監視指導等の強化を図ります。

また、危機管理体制の整備、残留農薬や動物用医薬品¹⁸の分析法開発等、食品中のノロウイルス検出法に関する研究、県産食材等の放射性物質検査及び結果の公表など食の安全安心に関する適切な情報の発信などにより、食の安全安心を支える体制を充実します。

¹⁷ 環境保全型農業：農業が持つ自然循環機能を維持増進し、生産性の向上を図りながら、堆肥等による土づくり並びに化学的に合成された農薬及び肥料の使用の低減により、環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業

¹⁸ 動物用医薬品：もっぱら動物の疾病の診断、治療又は予防のために使用されることが目的とされる医薬品で、薬事法に基づき、品質、有効性及び安全性を確保するため諸規制が設けられているもの。畜産物、水産物等を介して人の健康を損なうおそれがあるものについては、使用対象動物、使用時期及び方法など使用段階での規制が定められている。また、食品衛生法でも、食品中の残留基準値を定め、安全の確保を図っている。

第3節 計画の基本目標等

1 計画の基本目標

計画の基本目標は、条例の目的及び基本理念を踏まえ、次のとおりとします。

【基本目標】

県民に信頼される食品が生産・供給され、安全で安心な食生活が営める社会

- 食品関連事業者は、生産から消費に至る一連の工程の各段階において、食品を摂取する県民の視点に立って、健康への悪影響を未然に防止するための措置を講じたうえで、安全な食品を生産・供給します。
- 県民は、食品関連事業者の食の安全安心を確保するための取組の理解に努めます。
- 上記の取組により、すべての関係者の相互理解及び県民の食品に対する信頼が醸成され、安心して食生活を営める社会の実現を目指します。

岩手県食の安全安心推進条例

(目的)

第1条 この条例は、食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民に信頼される食品等の生産及び供給を確保し、もって県民の現在及び将来にわたる健康の保護に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 食の安全安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品を摂取する県民の視点に立って必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

3 食の安全安心の確保に関する取組は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階に関わる食品関連事業者、県民、県等すべての関係者の相互理解及び連携の下に、行われなければならない。

4 食の安全安心の確保に関する取組は、環境に及ぼす影響について配慮して、行われなければならない。

2 計画の施策体系

この計画では、前述した、食の安全安心の確保に関する施策の方向性に基づき、①安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進、②食品に関する信頼の向上と県民理解の増進、③監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実の3つの柱に分け、以下の14の施策により進行管理します。

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援

- ・より高度なGAP活用の拡大等

施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援

- ・岩手版HACCP及びHACCP導入型基準の普及等

施策3 食の安全安心に関わる人材の育成

- ・農薬管理使用アドバイザー、食品衛生推進員、食品適正表示推進者等の育成

施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進

- ・環境保全型農業の実践の支援等

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

施策5 食品の適正表示の推進

- ・食品表示法に基づく点検指導、食品表示ウォッチャーの委嘱、不当表示等に対する指導、食品の虚偽又は誇大広告に関する指導等

施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進

- ・リスクコミュニケーションの実施、食の安全安心に関する出前講座等の実施、フード・コミュニケーション・プロジェクトの推進等

施策7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供

- ・自主回収報告制度による回収の促進及び県民への迅速な情報提供等

施策8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発

- ・食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進、食育を通じた農林水産業に対する理解の増進

Ⅲ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

施策 9 生産段階における監視・指導

- ・農薬適正使用の指導、飼料及び動物用医薬品の適正な管理・適正な使用の指導、家畜伝染性疾病の発生予防の検査・監視、水産物の衛生管理の指導、貝毒及びノロウイルスの監視の指導等

施策 10 製造・加工、流通段階における監視・指導

- ・県内流通食品の検査及び監視・指導、食品の残留農薬や添加物等の検査実施、「健康食品」による健康被害の防止のための監視・指導、国体など大規模イベントに向けた監視・指導の強化等

施策 11 輸入食品に対する監視・指導

- ・輸入食品に対する収去検査と監視・指導等

施策 12 危機管理体制の充実

- ・食に関する危機管理対策の運用と訓練の実施、東日本大震災津波を踏まえた災害発生時の食の安全安心の確保等

施策 13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進

- ・残留農薬や動物用医薬品の分析法開発等に関する研究、食品中のノロウイルス検出法に関する研究等

施策 14 情報の提供と相談体制の充実

- ・食の安全安心に関する情報発信、食品に関する相談の実施、県産食材等の放射性物質検査及び結果の公表等

第2章 食の安全安心の確保のための施策

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

【目指す姿】

食料を生産するうえで良好な自然環境のもとに、県内の食品関連事業者による安全な食品の生産・供給が行われています。

施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援

現状と課題

- 農産物の安全性確保や環境保全を図るためのGAP（岩手県版GAP等）を活用した取組が、県内の産地に着実に拡大（平成27年3月末現在で88産地）しています。
今後、GAPの推進に当たっては、生産者が確実にGAPの取組を継続できるようにする観点から、GAPの取組を経営改善効果に結びつけるなど、取組内容の高度化を進める必要があります。
- 安全な畜産物を供給するため、畜産農家は、家畜及びその生産物の衛生的な管理を行う必要があります。このため、県は、畜産農家における衛生的な管理技術の啓発・指導、支援を行う必要があります。

県の取組

（1）農産物の安全性確保に向けた継続的なGAP活用の推進

生産者の継続的なGAP活用を図るため、優良事例研修会の開催等を通じて、農産物の品質向上や農業経営の効率化、消費者の信頼確保などの効果を発揮する、より高度なGAP活用の拡大を進めます。

（2）家畜及び生産物の衛生的管理技術の支援

ア 農場HACCPの導入支援

農場HACCP¹⁹（HACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理）の普及、導入希望農家への支援を継続するとともに、導入農家における、農場HACCP運用の維持、公的認証の取得を支援します。

イ 高品質生乳出荷の推進

¹⁹ 農場HACCP：農場でのHACCPを活用した管理方式のことであり、家畜を飼養するに当たって正しい飼養衛生管理は伝染病の予防による生産性の向上の観点だけではなく最終生産物である食品の安全性の観点から農林水産省が定めた認証制度であり、家畜飼養者の基本的な遵守事項である飼養衛生管理基準の規程の遵守及び生産工程の安全性の確保のための衛生管理ガイドラインの遵守に加え、重要管理点の設定による高度な衛生管理を行うこと。

県内酪農家で生産された生乳サンプルの検査（細菌数、体細胞数、乳成分等）を実施するとともに、搾乳システム診断等の巡回指導により、酪農家への衛生的管理技術の指導を行います。

ウ 安全な鶏卵出荷の推進

採卵農家における衛生的管理の実施状況、自主検査成績等を把握し、必要な指導を行います。

食品関連事業者の役割

- 農産物の生産者は、岩手県版GAPに取り組み、農産物の安全性の確保に努めます。
- 畜産農家は、衛生的管理の実施に努めるとともに、農場HACCP等、より高度な衛生的管理技術の導入に努めます。
- 酪農家は、生産した生乳の乳質・搾乳手技のチェックと、チェック内容の記録による衛生的管理の確認、改善を行い、より一層の乳質の向上に努めます。
- 採卵農家は、自主検査の実施等により、食中毒起因菌の汚染防止に努めます。

県民の役割

- 生産者による食品の安全性確保の取組を理解し、県内生産者により生産された農林水産物を選択するなど、食品の安全性に関する情報等を自らの消費行動に活用するように努めます。
- 牛乳、鶏卵等生鮮食品の保存方法や調理方法に注意し、食中毒の発生防止に努めます。

施策 2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援

現状と課題

- 県では、食品を取り扱う施設の衛生管理水準の向上により食中毒等の事件・事故を低減させるため、岩手版HACCPをはじめとするHACCPの考え方にに基づく衛生管理の普及に取り組んでおり、重点対象業種における岩手版HACCPの導入施設の割合は、平成26年度末で50.1%となるなど着実な進展がみられます。
- 国では、将来的なHACCPによる工程管理の義務化を見据えつつ、HACCPの段階的な導入を図る観点から、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」を改正し、従来型の基準に加え、新たにHACCP導入型基準を規定しました。これを受け、県でも関係告示を改正し、公衆衛生上講ずべき措置の基準にHACCP導入型基準を加え、平成27年4月1日から施行しています。
- HACCPによる衛生管理への将来的な移行を踏まえ、岩手版HACCP導入済施設の衛生管理を継続的かつ確実に実践するとともに、HACCPの考え方にに基づく衛生管理を普及していく必要があります。

また、県内において国のHACCPの承認制度に基づき承認された施設及び品目は、平成26年度末現在で10施設20品目となっていますが、今後においても、このような高度な衛生管理の導入を支援していく必要があります。

【平成26年度末の岩手版HACCPの導入状況の施設別内訳】（ ）内は重点対象業種

施設の種類	対象施設数	導入施設数	割合
製造	3,030(274)	997(191)	32.9%(69.7%)
加工	448(134)	254(95)	50.9%(70.9%)
飲食店、喫茶店	10,616(1,158)	2,177(498)	20.5%(43.0%)
販売店	5,967(—)	3,462(—)	58.0%(—)
合計	20,061(1,566)	6,890(784)	34.3%(50.1%)

※ 重点対象業種とは、食品衛生法上の事業者のうち、以下の業種を指します。

製造：乳製品製造業、魚肉ねり製品製造業、かん詰又はびん瓶詰製品製造業、あん類製造業、アイスクリーム製造業、食肉製品製造業、乳酸菌飲料製造業、添加物製造業、清涼飲料水製造業
加工：乳処理業、集乳業、食肉処理業
飲食店：仕出し・弁当屋、旅館

- 刺身などの生食用魚介類は、安全性を確保するうえで、鮮度の維持が極めて重要であることから、水産物の製造・加工業者等は、食品衛生に関する法令や規格基準等の遵守に加えて、自主衛生管理の一層の徹底が求められています。

県の取組

(1) HACCPの考え方にに基づく衛生管理の普及

食中毒等の事件・事故を低減させるため、食品衛生推進員への支援を通じて、食品衛生法に基づく管理運営基準の遵守の指導・助言、重点対象施設への岩手版HACCPの普及などにより衛生的な食品の製造・加工、調理、販売を促進します。

また、HACCPの考え方に基づく衛生管理の更なる導入を支援するため、HACCPに関する講習会等を開催し、HACCPに関する専門的な知識を有する人材を育成するとともに、HACCP導入型基準の普及を行います。

さらに、国のHACCPの承認基準への適合などの高度な衛生管理を目指す営業者に対して、指導・助言を行います。

食品関連事業者の役割

- 食品や高度な衛生管理に関する知識を習得するとともに、HACCPの考え方に基づく衛生管理の実践に努めます。

県民の役割

- HACCPの考え方に基づく衛生管理に取り組んでいる事業者に関する情報を参考にして食品を選択するなど、食品の安全性に関する情報等を自らの消費行動に活用するように努めます。

「岩手版HACCP」について

岩手版HACCPは、食中毒等の食品に起因する事故の発生を未然に防止するため、HACCP本来の手法の導入が難しい小規模施設等であっても、HACCPの考え方に基づく衛生管理に取り組んでもらえるよう、それぞれの業態にあった、温度管理を中心とする重要管理点（1～5項目）を県があらかじめ示し、定期的な温度等の確認と結果の記録を行うなどの衛生管理を実践することにより、HACCPの考え方の普及を図るものです。

なお、県では、平成12年度から「岩手版HACCP」の導入を促進しています。

【HACCP導入型基準と岩手版HACCPの比較】

HACCP導入型基準（7原則12手順）	岩手版HACCPの考え方
手順1：HACCPチームを編成する	省略
手順2：製品の仕様、使用法について確認する	省略
手順3：食べ方、使用法について確認する	省略
手順4：製造工程一覧図及び標準作業書（フローダイアグラム）を作成する	省略
手順5：製造工程一覧図を現場で確認する	省略
手順6：危害要因を分析する（原則1）	省略
手順7：重要管理点を設定する（原則2）	基本的な管理項目をあらかじめ設定済み
手順8：管理基準を設定する（原則3）	手順8に同じ
手順9：測定方法（モニタリング）を設定する（原則4）	手順9に同じ
手順10：改善措置を設定する（原則5）	改善措置の記録のみ
手順11：検証手順を設定する（原則6）	省略
手順12：記録の維持管理方法を定める（原則7）	手順12に同じ

施策3 食の安全安心に関わる人材の育成

現状と課題

- 農産物への農薬残留や農薬の飛散等による環境被害を防止するため、農薬の使用者は、農薬取締法に基づき定められた農薬の使用方法を遵守する義務があります。このため、生産現場や農薬販売所において、農薬使用者に指導・助言を行うことができる一定の知識を有する者を養成していく必要があります。
- 食品衛生上の危害の発生を防止するためには、HACCPの考え方に基づく衛生管理等について事業者にきめ細かに指導していくことが重要であることから、食品衛生監視員と協力して自主衛生管理の啓発を行う人材を育成していく必要があります。
- 食品衛生上の危害の発生を防止するため、許可営業施設において、食品衛生法に基づく管理運営基準を遵守する食品衛生責任者の設置を促進する必要があります。
- 平成25年6月に食品表示法が制定されましたが、表示違反の多くが、表示に関する知識又は理解の不足によるものであることから、食品関連事業者は、当該事業所内において、食品の適正な表示を推進する者を養成し、食品表示の適正化を図る必要があります。

県の取組

(1) 農薬の適正販売、安全使用を推進する農薬管理使用アドバイザーの育成

農薬使用者に農薬の適正販売及び安全使用について指導・助言を行うため、JA営農指導員、産直組合のリーダー、農薬の販売者等を対象に農薬管理使用アドバイザーを育成します。また、農薬管理使用アドバイザーへの定期的な研修を実施し、専門知識の習得及び指導力の向上を図ります。

(2) 食品の衛生管理を啓発する食品衛生推進員の育成

食品衛生法上の営業者へ食品の衛生管理について指導・助言を行うため、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者に対し、食品衛生法に基づく食品衛生推進員を委嘱します。また、講習会の開催などにより食品衛生推進員の資質向上に努めます。

(3) 営業施設における食品衛生責任者の養成

営業施設の衛生管理の徹底を図るため、食品衛生法施行条例に基づく食品衛生責任者の設置を促進します。また、食品衛生責任者の養成講習会を実施するとともに、食品衛生法に基づく管理運営基準の理解と遵守を図ります。

(4) 食品の適正表示を推進する者の養成

食品関連事業者による食品表示の適正化に関する自主的な取組を支援するため、食品の適正表示を推進する者の養成講習会に講師を派遣し、食品表示に関する知識の普及を図ります。

食品関連事業者の役割

- 農薬管理使用アドバイザーの指導・助言等により、農薬の適正使用に努めます。
- 食品衛生上の危害の発生防止のため、食品衛生責任者を設置して衛生管理の徹底を図り、安全な食品の提供に努めます。
- 適正な食品表示を推進するため、講習会等への参加などにより、食品表示に関する知識の習得と適正表示の実践に努めます。

県民の役割

- 適正な農薬の販売、使用を推進する取組や購入する食品の衛生管理に関する取組の理解に努めます。

施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進

現状と課題

- 県産の農産物が消費者等から信頼され、安全で安心な産地としての評価が高まるよう、化学合成農薬の低減やたい肥による土づくりなど、環境負荷が少ない環境保全型農業の普及拡大を図る必要があります。

県の取組

(1) 環境負荷の少ない農業技術の普及拡大

環境保全型農業の実践を支援するため、エコファーマー²⁰や特別栽培農産物²¹の生産指導に加え、地球温暖化防止や生物多様性に貢献する生産技術の導入を促進します。

また、このような取組について、消費者等にわかりやすく情報発信し、安全で安心な産地としての認知度向上を図ります。

食品関連事業者の役割

- 農産物の生産者は、豊富な有機物を利用した土づくりや、化学肥料及び化学農薬を減らす技術を取り入れる等の環境保全型農業に取り組みます。

県民の役割

- 環境保全型農業の取組について理解を深め、環境保全型農業に取り組む農業者の応援者となり、自らの消費行動に活用するよう努めます。

²⁰ エコファーマー：平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定を受けた農業者。持続性の高い農業生産方式とは、農地の生産力の維持増進、その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術（農林水産省令で定めるもの）のすべてを用いて行われるものをいう。

①有機質資材施用技術 ②化学肥料低減技術 ③化学合成農薬低減技術

²¹ 特別栽培農産物：国の「特別農産物の表示にかかるガイドライン」に基づき、通常の栽培方法（慣行栽培）に比べ、化学合成農薬と化学肥料の使用量を5割以上減じて栽培された農産物。

Ⅱ 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

【目指す姿】

食品の生産、製造・加工、輸入、流通過程における食品の安全性及び信頼を確保するための取組が県民に理解されています。

施策5 食品の適正表示の推進

現状と課題

- 食品表示は、食品の安全性の確保や消費者の食品選択の重要な情報の一つであり、食品表示法に基づく適正な表示が求められますが、認識不足等から適正な表示を行っていない食品関連事業者も見受けられます。このため、食品関連事業者に対して、適正な食品表示の指導を徹底する必要があります。
- 食品等の表示について、実際のものよりも著しく優良であるかのように示すなど、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に違反するおそれのある表示等が見受けられます。このため、景品表示法違反のおそれのある表示等を行った事業者に対して、指導等を徹底する必要があります。
- 食品に関して、効果を期待させるような虚偽又は誇大と思われる広告が見受けられます。このため、事業者に対して、健康増進法、食品衛生法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：医薬品医療機器等法）等の食品関係法令に違反する広告に対する是正等の指導を徹底する必要があります。

県の取組

（1）食品表示に関する店舗への指導

食品表示の適正化を推進するため、店舗に対する食品表示の指導等を行うとともに、食品表示法に基づく重点的な監視・指導に併せて食品表示制度の普及・定着を図ります。

（2）食品表示に関する相談の実施

食品表示の適正化を推進するため、食品表示 110 番の設置や食品表示専門員の配置により、県民からの食品表示に関する相談、苦情、違反情報などを受け付けるとともに、その情報等に基づいて店舗点検などの監視・指導を実施します。

（3）食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実

食品表示の適正化を図るため、県内の消費者を食品表示ウォッチャー²²として委嘱するとともに、研修会の開催等によりモニタリング活動の充実を図ります。

（4）食品の適正表示を推進する者の養成（再掲 P18）

²² 食品表示ウォッチャー：国及び都道府県が、消費者に委嘱し、日常の買い物などの中で、店舗の食品表示の状況をモニターするとともに、不適正表示についての情報を求める制度

(5) 不当な表示や過大な景品類の提供に対する指導

景品表示法に違反する表示等を是正・改善させるため、同法に違反するおそれのある表示等を行った事業者に対して、指導等を行います。

また、地域における消費生活に関する出前講座等において、景品表示法について説明し、消費者に誤解を与えるような表示等を見つけた場合には、県に情報提供するよう呼びかけます。

(6) 食品の虚偽又は誇大広告に関する指導

食品の虚偽又は誇大広告に関する違反を防止するため、健康増進法、食品衛生法及び医薬品医療機器等法等の食品関係法令に基づき、事業者に対して、食品の虚偽又は誇大広告に関する指導等を行います。

また、県民の健康被害の発生が懸念される場合は、広報媒体等により県民への注意喚起に努めます。

食品関連事業者の役割

- 食品の表示に関する関係法令を遵守するとともに、消費者に対して、誤解を与えるような表示及び過大な景品類の提供や、虚偽又は誇大な広告をしないように努めます。

県民の役割

- 食品の購入や保存、消費に当たっては、食品表示を有効に活用するとともに、消費者に誤解を与えるような表示や虚偽又は誇大な広告等を見つけた場合には、県への情報提供に努めます。

施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進

現状と課題

- 食品の信頼向上のためには、県民と食品関連事業者の相互理解の増進を図る必要があります。このため、リスクコミュニケーションの開催などにより、食品の安全性等に対する県民の理解を深める必要があります。
- 食に関する情報が社会に氾濫していることから、県民が食品に関する情報を適正に選択できるよう、また、食品表示法など新たな制度について県民の理解が深まるよう、食の安全安心に関する出前講座などの学習の機会を提供していく必要があります。
- 平成15年から開始された牛肉トレーサビリティ制度²³は、本県独自の牛肉トレーサビリティシステムにより普及していますが、平成22年10月から開始された米トレーサビリティ制度²⁴は、米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行うすべての事業者及び生産者を対象とするため、今後も一層の普及・拡充を図る必要があります。
- 食品関連事業者が主体的に行う「安全・安心」の活動を“見える化”することにより、食に対する消費者の信頼向上や企業業績の向上につなげる「フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）²⁵」の取組を推進するため、産学官金が連携する岩手ブランチを設立し活動しています。

東日本大震災津波以降、企業間連携による新たな事業展開を考える機運が高まっており、地域や業種など従来の枠にとらわれないマッチングや農商工連携及び6次産業化が活発化する中、生産者や普及指導員等においても、取組の“見える化”や品質管理に関するノウハウ取得等のニーズが高まっているため、岩手ブランチの活動を充実強化する必要があります。

県の取組

（1）食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施

県民と食品関連事業者の相互理解の増進を図るため、食の安全安心の確保に関する意見交換の場として、リスクコミュニケーションを実施します。

²³ 牛肉トレーサビリティ制度：「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号）以下「牛肉トレーサビリティ法」という。）により、牛肉の生産・流通情報の届出、記録、個体識別番号の表示等を義務付ける制度（H15～）

²⁴ 米トレーサビリティ制度：「米穀等の取引等にかかる情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律第26号）（以下「米トレーサビリティ法」という。）に基づき、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（米穀等）を取り扱う事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録（H22.10～）及び産地情報の伝達を義務（H23.7～）付ける制度

²⁵ フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）：食品の偽装表示等を背景とする消費者の食の安全安心に対する意識が高まっている現状を好機と捉え、食品企業や金融機関等と連携し、食品関連企業が企業理念、企業活動等を積極的に発信するとともに、衛生管理の向上、農商工連携、商品開発等を活性化し、市場や消費者との相互理解を深めることにより、食品に対する信頼の向上による食産業の活性化を目指す取組。なお、本県の取組は、「FCP岩手ブランチ」として活動を展開している。

(2) 食の安全安心に関する出前講座等の実施

県民の生産から販売に至る各段階における食品の安全性の確保や新たな食品表示制度に関する理解の促進と、食品に関する適正な判断力の養成のため、食の安全安心に関する出前講座の開催や講習会等への講師の派遣を実施します。

(3) 食品に関するトレーサビリティ制度の普及

本県独自の牛肉トレーサビリティシステムにより情報を開示するとともに、米トレーサビリティ法の普及・定着に向け、国と連携し、食品関連事業者を対象に指導を行います。

(4) フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）の推進

FCP岩手 brunch の取組体制及び活動の強化に努めます。

食品関連事業者の役割

- 食品関連事業者自らがリスクコミュニケーションを開催し、食品の安全の確保に関する取組などの情報を県民に提供するよう努めるとともに、食品衛生に関する講習会への参加等により食品の衛生的な取扱等に関する知識を習得し、安全な食品の提供に努めます。
- 関係法令を順守し、トレーサビリティに必要な取組（牛肉・米穀等の取扱情報の記録・保存及び産地情報の伝達）や活動の“見える化”により、消費者の信頼向上や企業業績の向上に努めます。

県民の役割

- リスクコミュニケーションへの参加や講習会の受講等により、食品の安全性等に対する理解の促進に努めます。
- 食品の信頼向上に取り組む食品関連事業者の活動の理解に努めるとともに、食品表示制度や牛肉・米トレーサビリティ制度の情報を参考に食品を選択するなど、食品の安全性に関する情報等を自らの消費行動に活用するように努めます。

施策 7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供

現状と課題

- 食品による健康への悪影響を未然に防止するため、事業者が自主的に違反食品の排除に取り組むとともに、県が当該自主的な回収の情報を広く周知することにより、当該回収が促進される仕組みが必要です。
このため、条例第 19 条に基づく「食品等の自主的な回収の報告」制度の適切な運用により、県民に必要な情報を提供し、迅速な回収と食品関連事業者と県民との信頼関係の構築を支援していく必要があります。
- 本県に流通する食品のうち、他の都道府県に主たる事務所を置く事業者の食品の自主回収に関する情報について、県が可能な限り把握し、県民に情報提供することにより、県民の健康被害の未然防止及び拡大防止を図る必要があります。

県の取組

(1) 自主回収報告制度による回収の促進及び県民への迅速な情報提供

食品による健康被害の未然防止及び拡大防止を図るため、本県事業者の自主回収報告制度による迅速かつ適切な回収を促進するとともに、自主回収情報を広報媒体等により速やかに県民に提供します。

(2) 他都道府県の自主回収情報の県民への提供

食品による健康被害の未然防止及び拡大防止を図るため、他の都道府県に主たる事務所を置く事業者に関する自主回収情報を収集し、広報媒体等で県民に提供します。

食品関連事業者の役割

- 特定事業者²⁶は、食品の自主回収を決定した場合は、適切に自主回収報告を行うとともに、当該自主回収情報を自ら積極的に公表することで、当該食品の迅速な回収に努めます。
- 特定事業者以外の事業者は、自らの店舗等で自主回収すべき食品が発生した場合には、特定事業者及び最寄りの保健所への通報等により、当該食品の迅速な自主回収に努めます。

県民の役割

- 特定事業者や県が公表する自主回収情報に基づき、自主回収に協力します。

²⁶ 特定事業者：岩手県食の安全安心推進条例において、食品等の自主回収を決定した場合に、同条例第 19 条の規定により知事への報告義務がある者。なお、特定事業者の範囲は、次の①～④のいずれかに当てはまり、かつ、県内に事業のための施設（本店支店の事務所、営業所、工場など）を有する食品衛生法上の営業者又は県内に事業のための施設を有する任意団体（農産物の生産組合など）である。

①食品等の製造者、輸入者及び加工者、②農林漁業者で組織する団体、③製造者固有記号に係る販売者（当該固有記号の商品を自主回収する場合のみ）、④商品に自社（自店）名を冠する（プライベートブランド商品）販売者（当該プライベートブランド商品を自主回収する場合のみ）、⑤大手企業など、いわゆる契約栽培により農林漁業者と直接契約して販売する場合の販売者（当該契約栽培に係る商品を自主回収する場合のみ）

施策 8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発

現状と課題

- 食の安全を揺るがす問題や食品の偽装表示等が相次いだことにより、県民の食品に対する関心は高くなってきていますが、食に関する情報が社会に氾濫していることから、県民が本県の農林水産業をはじめとする食品の安全性の確保の取組に理解を深め、食の安全安心に関する正しい知識を養うことができるよう、食育の取組を行う必要があります。
- 県内において、小中学校等の農林漁業体験学習におけるインストラクターの派遣や、学校が実施する農林漁業体験を取り入れた教育旅行が実施されていますが、今後もこうした取組の更なる促進により、食料の生産等に関する理解を深める必要があります。
- 平成 13 年度から県民運動として展開してきた「地産地消」の推進は、これまで、「いわて食財の日」の設定、学校給食や食品産業における県産食材の利用拡大などを柱とする、生産や流通、消費の各関係者が一丸となった取組や、民間団体による地産地消運動の活発化など県民の参画による自発的な取組として展開されていますが、今後も、県産食材の利用拡大を図るため、地産地消の取組を支援していく必要があります。
- 学校給食における平成 25 年度の県産食材使用割合（食材数ベース）は、28.8%と、全国平均（25.8%）を上回っており、県産食材を取り入れた学校給食を教材として活用した「食に関する指導」²⁷（学校における食育）が各学校の計画に基づき推進されていますが、今後も、安全で信頼できる県産食材の活用が更に促進されるよう、産直から給食施設等に対する円滑な食材供給を進めるとともに、児童生徒の食の安全安心に関する理解を深めていく必要があります。

県の取組

（1）食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進

ア 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施（再掲 P 23）

イ 食の安全安心に関する出前講座等の実施（再掲 P 24）

ウ 食品の安全性等に関する情報の提供

家庭、学校、地域の各場面で食品の安全性等に関する理解の増進を図るため、食品の安全性等に関する食品関連事業者や県の取組などの情報を、広報媒体等を活用し適切に提供します。

²⁷ 食に関する指導：児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力などを身につけさせるための学校における指導。文部科学省は、食に関する指導の目標を次のように設定している。

- 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。
- 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
- 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。
- 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。
- 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

エ 学校における食育の推進

学校教育活動全体を通じて、食に関する指導を計画的・組織的に推進するため、食育担当者等や栄養教諭等を対象とした研修会を開催し、食に関する指導の充実を図ります。

(2) 食育などを通じた農林水産業に対する理解の増進

ア 学校等における農林漁業体験学習の支援

農林水産業への理解を促進するため、学校等において取り組んでいる教育ファームなどの農林漁業体験学習に対し、体験インストラクター等の派遣・紹介、見学・研修等の受入れ、教職員研修の実施などを支援します。

イ 酪農体験等の学習支援

酪農への理解と関心を~~促進するとともに、県産の牛乳・乳製品の消費拡大の深める~~ため、小学生を対象にした「酪農出前教室」の開催を支援します。

ウ 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消取組の支援

市町村の地産地消促進計画の策定を支援し、産直による学校給食や医療・福祉施設等への食材供給などを進め、地元食材の積極的な活用を図ります。

また、消費者に県産農林水産物の品質や~~美味おいしさ~~などを発信しながら、「いわて食財の日」等の取組を一層推進します。

食品関連事業者の役割

- 食品の生産から販売に至る各段階における食の安全安心の確保に関する情報について、県民に分かりやすい、適切な提供に努めます。
- 農林漁業体験の機会の提供に努めます。
- 県産食材の円滑な供給や利用拡大に努めます。

県民の役割

- 県産食材やそれらを利用した加工食品を活かした食事を心がけます。
- 農林漁業の体験活動を通じて、生産から販売に至る各段階における食の安全安心の確保に向けた取組など、県産食材に対する理解を深めます。

市町村の役割

- 地域に密着した食育を展開することで、家庭や地域の食育推進活動を支援します。

Ⅲ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

【目指す姿】

食品の生産、製造・加工、輸入、流通過程など食品を供給する各段階において、安全で安心できる食品を供給するための食品の安全性や食品表示などに関する監視・指導が適切に行われるとともに、食に関する危機管理体制、試験研究体制及び相談体制等、県民の食の安全安心を支える体制が整備されています。

施策 9 生産段階における監視・指導

現状と課題

【農産物関係】

- 農産物への農薬残留や農薬の飛散等による危被害を防止するため、農薬の使用者は、農薬取締法に基づき定められた使用方法を遵守する義務があります。

【畜産物関係】

- 安全な畜産物を生産・供給するため、その生産資材である家畜の飼料や動物用医薬品には、その成分の規格、製造・表示の方法、使用・保存の方法等の基準がそれぞれ定められており、これらを取り扱い、又は使用する者は、基準を遵守する必要があります。このため、県は、流通飼料の安全性を確認するとともに、畜産農家等における飼料及び動物用医薬品の適正使用状況の確認・指導を行う必要があります。
- 安全な畜産物を安定的に生産・供給するためには、家畜伝染性疾患の発生予防及び発生時のまん延防止対策が重要であり、畜産農家は、飼養衛生管理基準を遵守し、家畜伝染病の侵入防止等発生予防対策に努める必要があります。このため、県は、主要疾患の侵入状況を監視・早期摘発し、侵入が確認された場合には、他の家畜にまん延しないよう対策を講ずるとともに、畜産農家における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認、指導する必要があります。

【水産物関係】

- 県では、平成 25 年度から、水産物の漁獲から流通、加工までの一貫した岩手県高度衛生品質管理基準に基づき、産地魚市場を核とした水産物の高度衛生品質管理地域づくりに取り組んでいます。震災後、本県水産物に対する消費者や実需者の安全安心への関心が高まっており、食品の安全性の確保に関する指導を強化していく必要があります。
- 貝毒については、本県沿岸の 12 生産海域において、岩手県漁業協同組合連合会によるホタテガイを中心とした二枚貝の貝毒監視が行われていますが、平成 27 年 3 月付けの農林水産省消費・安全局による貝毒の監視及び管理措置についての改定通知や、食中毒事件を踏まえ、本県産二枚貝等の貝毒監視を強化していく必要があります。
- ノロウイルスについては、生食用カキ生産海域全てにおいて、出荷期間中の毎週、岩手県漁業協同組合連合会による出荷前自主検査が行われていますが、本県産生食用カキの関与が疑われた食中毒等は毎年発生していることから、出荷前自主検査を継続的に実施していく必要があります。

県の取組

(1) 農薬使用者、販売者に対する農薬適正使用の指導

農薬による危被害防止を図るため、農薬使用に関する研修会や現地指導を実施し、農薬取締法に基づき定められた使用方法の遵守や農薬による危被害防止対策等を啓発・指導します。

(2) 飼料、動物用医薬品の適切な管理・適正な使用の指導

流通飼料の安全性試験（動物性たん白質等の含有検査）を実施するとともに、畜産農家における動物用医薬品の使用実態調査を行い、適切な管理・適正な使用を指導します。

(3) 家畜伝染性疾病の発生予防、まん延防止のための各種疾病の検査・監視

食品を通じ人への影響が大きい疾病（結核、ブルセラ、BSE）及び発生による社会的影響が大きい疾病（鳥インフルエンザ）について、サーベイランス²⁸（監視検査）を実施します。

また、畜産農家に対し、計画的な巡回指導を実施し、飼養衛生管理基準の遵守を指導します。

(4) 水産物の衛生管理に係る指導

水産物の安全性を確保するため、水産物の高度衛生品質管理基準等に基づき、衛生管理講習会の開催や、漁船・魚市場・水産加工施設等を対象とした衛生指導を行います。

(5) 貝毒の監視等に係る指導

貝毒の規制値を超えた二枚貝等の流通を未然に防止するため、岩手県漁業協同組合連合会と連携して、出荷前自主検査の徹底及び規制値を超えた場合の出荷自主規制について指導するとともに、貝毒原因プランクトンの発生状況についてモニタリングを行います。

(6) ノロウイルスの監視等に係る指導

安全な県産の生食用カキを供給するため、岩手県漁業協同組合連合会と連携して、計画的な出荷前自主検査の徹底及びノロウイルスが検出された場合の出荷自粛について指導します。

食品関連事業者の役割

- 農産物の生産者は、指導会等に参加し、生産活動の中で農薬の適正かつ安全な使用に努めます。
- 家畜飼料関連業者は、飼料及び動物用医薬品の定められた基準の遵守に努めます。
- 畜産関係団体は、畜産農家に対し、飼養衛生管理技術に関する情報提供、指導を行うとともに、疾病発生時には、畜産農家及び県が実施するまん延防止対策に協力します。
- 畜産農家は、飼料及び動物用医薬品の定められた基準や飼養衛生管理基準の遵守に努めます。
- 衛生管理講習会への参加や専門家による現場指導を通じて、衛生管理に関する知識を習得し、自主衛生管理の向上を図ります。
- 二枚貝等の出荷責任者は、安全性を確保するため、継続的な貝毒検査の徹底に努めます。

²⁸ サーベイランス：疾病の発生状況やその推移などを継続的に調査し、疾病対策に必要な情報を得るとともに結果を迅速かつ定期的に活用すること。

- 岩手県漁業協同組合連合会等は、生食用カキの安全性を確保するため、出荷前自主検査の徹底に努めます。

県民の役割

- 農薬の安全使用に関する取組への理解を深め、食品の安全性に関する正しい知識に基づいた消費行動に活用するよう努めます。
- 生産段階における農林水産物の安全性の確保に関する取組への理解を深め、自らの消費行動に活用するよう努めます。
- 畜産農家、畜舎等に立ち入る者は、消毒、衣服・長靴の交換を適切に実施し、疾病の侵入防止対策に協力します。

施策 10 製造・加工、流通段階における監視・指導

現状と課題

- 県では、食品衛生法に基づき、毎年度、食品衛生監視指導計画を定め、県内に流通する食品について重点的、効率的かつ効果的な監視・指導を実施しています。

近年、食品における異物混入、残留農薬超過、食品の偽装表示問題等を契機に、食の安全安心への関心が高まっており、食品の安全性の確保に関する指導を充実・強化していく必要があります。

- 食品表示は、食品の安全性の確保や消費者の食品選択の重要な情報の一つであり、食品表示法により基準が示されていますが、適正な表示を行っていない食品関連事業者も見受けられます。このため、食品関連事業者に対して、適正な食品表示の指導を徹底する必要があります。

- いわゆる「健康食品」については、ダイエット用健康食品による死亡例もあるなど健康被害事例が報告されていることから、より積極的な監視・指導を実施する必要があります。

- 病気にかかった家畜・家きんの食肉や、動物用医薬品の残留基準値を超えた食肉の流通を防止するため、と畜検査²⁹や食鳥検査³⁰を実施しています。今後も、食肉に起因する食中毒を防止するため、と畜場や食鳥処理場における食肉の取扱いについて検査を実施するとともに、HACCPを用いた衛生管理の導入、運用等について積極的に指導助言を行う必要があります。

- 平成 28 年の第 71 回国民体育大会及び第 16 回全国障害者スポーツ大会（希望郷いわて国体及び希望郷いわて大会。以下「国体」という。）の開催や、平成 31 年のラグビーワールドカップの開催により、選手・監督などが多数来県することが見込まれます。

このような大規模イベントで食中毒が発生した場合、その影響も甚大なものとなることから、食中毒等の発生を未然に防止するため、監視・指導を強化する必要があります。

- 近年、野生鳥獣による農林水産業等の被害が深刻化している実態を踏まえ、国では「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、法の名称を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるとともに、法目的に鳥獣の管理を加えるなど、捕獲の推進により、鳥獣の管理を強化することとしたことから、全国的には、捕獲した野生鳥獣の食用としての活用の増加が見込まれています。

県内においては、シカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉から基準値を超える放射性物質が検出され、その全域において国から出荷制限の指示を受けていますが、出荷制限指示の解除後を見据え、県外で捕獲された野生鳥獣肉も含め、食中毒発生防止等のため衛生管理を徹底する必要があります。

²⁹ と畜検査：と畜場法（昭和 28 年 8 月 1 日法律第 114 号）第 14 条に基づき、と畜検査員（獣医師の資格を持った県職員）により、と畜場で処理される獣畜（牛・馬・豚・めん羊・山羊）の疾病等を 1 頭ごとに確認し、食用に適さないものを排除する検査。

³⁰ 食鳥検査：食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年 6 月 29 日法律第 70 号）第 15 条に基づき、食鳥検査員（獣医師の資格を持った県職員）又は指定検査機関により、食鳥処理場に搬入された食鳥（鶏、あひる、七面鳥）の疾病等を 1 羽ごとに検査し、食用に適さないものを排除する検査。

県の取組

(1) 県内流通食品に対する検査及び監視・指導

食品の安全性を確認するため、食品衛生監視指導計画に基づき、保健所の食品衛生監視員が食品の製造・加工、調理、販売を行う施設の監視・指導を行うとともに、講習会を実施し、より衛生的な食品の製造、加工等について指導します。

また、流通食品の製造・販売等を行う食品衛生法上の食品等事業者に対して、保健所の食品衛生監視員が食品表示に係る監視・指導を行います。

(2) 食品における残留農薬や添加物等の検査の実施

残留農薬や添加物による食品の安全性を確認するため、食品衛生監視指導計画に基づき、保健所において流通食品の収去検査を実施します。

(3) 食品表示に関する店舗への指導（再掲 P21）

(4) 「健康食品」による健康被害の防止のための監視・指導等

いわゆる「健康食品」による健康被害の防止のため、健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領に基づき、市販品に対する計画的な監視・指導を行います。

また、健康食品の正しい利用方法などについて県民に普及啓発することにより、健康被害の未然防止を図ります。

(5) と畜検査・食鳥検査等の適正実施及びと畜場、食鳥処理場に対する衛生的な処理の指導

病気にかかった家畜・家さんの食肉や、動物用医薬品の残留基準値を超えた食肉の流通を防止するため、食肉衛生検査所は、と畜検査を適正に実施するとともに、食肉の残留有害物質の検査等を実施します。

更に、食肉に起因する食中毒を防止するため、と畜場及び食鳥処理場に対して立入検査・衛生指導を行い、食肉の衛生管理など食肉の衛生的な処理の指導を行うとともに、HACCPを用いた衛生管理の導入、運用等について積極的に指導助言を行います。

(6) 大規模イベントに向けた監視指導等の強化

国体やラグビーワールドカップなど大規模なイベントでの食中毒を防止するため、事前に対象施設の把握に努め、監視・指導を強化します。

また、対象施設における衛生管理体制の確立と食品の衛生的な取扱いの徹底を図るため、開催までの間に食品衛生講習を実施するとともに、自主的な衛生管理を推進するため、HACCPを用いた衛生管理の導入、運用等について指導助言を行います。

(7) 野生鳥獣肉に係る衛生管理の監視・指導

県内で捕獲された野生鳥獣肉は、出荷制限指示が解除されるまで出荷を制限するとともに、出荷制限の解除後に流通する野生鳥獣肉及び県外で捕獲された野生鳥獣肉については、食中毒発生防止のため、国の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき、関係事業者に対する監視・指導を実施します。

食品関連事業者の役割

- 食品衛生監視員による監視・指導及び各種講習会等における食品の衛生管理や食品表示に関する知識の習得により、自主衛生管理の向上や食品表示の適正化に努めます。
- 健康食品に係る食品衛生法や医薬品医療機器等法の内容や違反事例などを認識し、健康被害の未然防止に努めます。
- 県内で捕獲された野生鳥獣肉は、出荷制限指示が解除されるまで使用しないと、出荷制限指示の解除後及び他県で捕獲された野生鳥獣肉を使用する場合には、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に従い衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止します。
- 狩猟者は、出荷制限指示が解除されるまで県内で捕獲した野生鳥獣肉を出荷しないと、出荷制限指示の解除後及び他県で野生鳥獣を捕獲する場合には、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」による狩猟方法の遵守及び異常確認³¹等を行います。

県民の役割

- 製造・加工、調理、販売等における食品の安全性の確保に関する取組への理解を深め、自らの消費行動に活用するように努めます。

³¹ 異常確認：狩猟しようとする又は狩猟した野生鳥獣の外見及び挙動に異常が一つでも見られる場合は、食用に供してはならないこととされており、狩猟者は、次の事項を確認した記録を作成し、食肉処理業者に伝達するとともに、適切な期間保存することとされているもの。

①足取りがおぼつかないもの ②神経症状を呈し、挙動に異常があるもの ③顔面その他に異常な形（奇形・腫瘤等）を有するもの ④ダニ類等の外部寄生虫の寄生が著しいもの ⑤脱毛が著しいもの ⑥痩せている度合いが著しいもの、⑦大きな外傷が見られるもの ⑧皮下に膿を含むできもの（膿瘍）が多くの部位で見られるもの ⑨口腔、口唇、舌、乳房、ひづめ等に水ぶくれ（水疱）やただれ（びらん、潰瘍）等が多く見られるもの ⑩下痢を呈し尻周辺が著しく汚れているもの ⑪その他、外見上明らかな異常が見られるもの

施策 11 輸入食品に対する監視・指導

現状と課題

- 県では、食品衛生法に基づき、毎年度、食品衛生監視指導計画を定め、輸入食品を含む県内に流通する食品について重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施しています。
- 輸入冷凍餃子による健康被害の発生や期限切れ食材の混入事案などにより、輸入食品の対策について県民の関心が高まっています。このため、県内に流通する輸入食品の安全を確保する必要があります。

県の取組

(1) 輸入食品に対する収去検査と監視・指導

輸入食品の安全性を確保するため、消費者の関心の高い輸入食品について、県内に流通する輸入食品の収去検査を引き続き実施します。

また、県内の輸入事業者の事務所への立入等を通じた監視・指導により、自主管理やコンプライアンスの徹底を促進します。

(2) 国との連携による輸入食品に関する検査等の情報の提供

輸入食品に関する信頼を向上するため、消費者の関心の高い輸入食品について、国の検疫所等における検査等の実施状況等の情報を収集し、県民に提供します。

食品関連事業者の役割

- 食品衛生監視員による監視・指導や講習会等により食品及び衛生管理に関する知識を習得し、輸入食品の自主衛生管理の推進や安全性の向上を図ります。

県民の役割

- 輸入食品に関する安全性等について理解を深め、自らの消費行動に活用するように努めます。

施策 12 危機管理体制の充実

現状と課題

- 県では、食の安全安心に関する危機事案が発生した場合に備え、食の安全安心危機管理対応指針等を定めていますが、危機事案発生時には、迅速かつ的確に対処することが求められます。このため、危機管理意識と対処能力の向上を図る必要があります。
- 食中毒等が発生した場合には、被害の拡大防止等の措置を講ずるとともに、食品衛生法等関係法令の規定に基づき、迅速かつ適切に原因究明及び健康危機管理対策を実施する必要があります。
- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災津波では、他県の避難所において、炊き出しによる食中毒など食に関する事件が発生しました。このため県では、災害発生時食品衛生確保対策マニュアルを制定し、災害時の食中毒防止等の体制を整備していますが、必要に応じて見直しを行う必要があります。

また、震災当初、食料が不足しましたが、食料を十分に備蓄していた自治体は少なかったことから、県では岩手県災害備蓄指針を策定し、災害発災直後から食料等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるために必要な備蓄の目安などを定めました。岩手県地域防災計画では、3 日分程度の食料の備蓄を県民の役割としているところであり、県や市町村に限らず、家庭や事業所でも食料の備蓄を行う必要があります。

県の取組

(1) 食に関する危機管理対策の運用と訓練の実施

危機管理に関して県庁内に設置する対策本部及び広域振興局に設置する広域及び地方支部における訓練、会議及び研修会を通じて、危機管理意識の向上を図るとともに、食の安全安心に関する危機事案が発生した場合には、迅速かつ的確に対応します。

(2) 食中毒等発生時における被害の拡大防止

食中毒等の健康被害が発生した場合には、岩手県食中毒対策要綱に基づき、関係機関等との密接な連携を図るとともに、迅速な原因究明調査に基づく行政上の適切な措置の実施や、必要な情報の迅速な公表等により被害の拡大防止を図ります。

(3) 災害発生時の食の安全安心の確保

災害が発生した場合は、食中毒防止や被害拡大等の対策に取り組むとともに、必要に応じて災害発生時食品衛生確保対策マニュアルを見直します。

また、被災者の生活を支えるため、食料の計画的な備蓄を行うとともに、県民や事業所の備蓄を促進します。

食品関連事業者の役割

- 危機事案への行政への協力等の役割について理解するとともに、危機事案発生時には、適切な対応を講ずることにより被害の拡大防止に努めます。
- 食中毒等が発生した場合には、迅速に保健所に相談し、保健所の調査に協力するとともに、原因の究明や消費者への相談等に対応します。

県民の役割

- 危機事案発生時に適切に対応することにより、当該事案の拡大防止に協力します。
- 食中毒等の健康被害が生じたときは、最寄りの保健所に通報又は相談します。
- 災害に備え、食料の備蓄に努めます。

施策 13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進

現状と課題

- 残留農薬等に関するポジティブリスト制度が導入されて以降、食品中に残留する多くの農薬等について検査を実施することが求められています。この、ポジティブリスト制度における規格基準値は、食品安全委員会の健康影響評価の結果を踏まえて改正されることから、当該改正内容や農薬の使用実態等を踏まえながら、新しい農薬についても的確なモニタリングを行う必要があります。
- ノロウイルスは国内における食中毒の主な原因ウイルスであり、平成 26 年の患者数は食中毒の中で最も多く全体の約半数を占めるほか、患者数が 1,000 人を超える大規模食中毒が毎年のように発生しています。食中毒対策を推進する上で、食品からノロウイルスを検出することは大変重要となります。

県の取組

(1) 残留農薬や動物用医薬品の分析法開発等に関する研究の推進

ポジティブリスト制度における規格基準値の改正等に対応するため、残留農薬や動物用医薬品等の検査について、高感度かつ実用的な分析法を検討し、採用するとともに、残留農薬や動物用医薬品等の検査に当たっては、一斉分析法を採用するなど、迅速に検査結果を出していきます。

また、残留農薬や動物用医薬品等の分析方法について、新たな農薬等にも対応できるよう分析方法を検討していきます。

(2) 食品中のノロウイルス検出法に関する研究の推進

ノロウイルス食中毒事件における原因食品の迅速な特定及び予防対策の適切な推進に寄与するため、食品中に含まれる微量なノロウイルスの迅速かつ効率的な検出方法の知見を得ることを目指します。

食品関連事業者の役割

- 飲食店や食品の製造業者は、ノロウイルス等の知識と理解を深め、衛生対策を徹底することにより、安全な食品の提供に努めます。

県民の役割

- 食品の安全性確保に関する取組への理解に努めます。

施策 14 情報の提供と相談体制の充実

現状と課題

- 食の安全安心に関する情報については、リーフレット、報道機関、ホームページ等あらゆる手段を通じて県民に情報提供していますが、今後においても、安全で安心できる県産食品について県内外に情報を発信していく必要があります。
また、食品関連事業者においても、食品自主回収などの食の安全安心の確保に関する情報の適時適切な公表等により、県民の信頼の向上に努めることは、条例に基づく責務とされています。
- 食品に関する事件・事故の発生又は拡大の防止を図るため、県民からの食品に関する相談や情報提供に対して、消費者相談窓口を置く市町村等と連携して、迅速に対応できる体制を構築する必要があります。
- 食の安全安心に関わる新たな課題に適切に対応するため、県においても、食の安全安心に関する知識を持った人材を育成するなど、多岐にわたる法令の理解や、技術の伝達と教育、訓練の充実が求められています。
- 平成 23 年 3 月に発生した原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響を踏まえ、消費者の不安を解消する取組が求められています。

県の取組

(1) 食品の安全安心に関する情報の発信

県ホームページやリーフレット等の広報媒体等の活用により、食の安全安心に関する取組事例、食中毒情報、食品の自主回収情報等、本県の食の安全安心に関する施策の情報を適時適切に県民に提供する体制を構築するとともに、食品関連事業者による、安全が確保され、かつ、安心できる本県の食品に関する情報を県内外に発信します。

(2) 食品に関する相談の実施（一部再掲 P21）

食品表示の適正化を推進するため、食品表示 110 番の設置や食品表示専門員の配置により、食品表示専門員等が県民からの食品表示に関する相談、苦情、違反情報などを受け付けるとともに、その情報等に基づいて店舗点検などの監視・指導を実施します。

また、食品に関する相談に迅速かつ適切に対応するため、市町村等の消費者相談窓口との連携を強化します。

(3) 食品衛生監視員の資質向上

食品の安全安心の確保に関する技術講習会、業務研究発表会の実施、各種研修会等への派遣等により、食品の監視・指導や相談に当たる食品衛生監視員の資質の向上を図ります。

(4) 県産食材等の放射性物質検査及び検査結果の公表

「県産食材等の安全確保方針」に基づき、県産食材等を対象とした放射性物質濃度の検査の実施や検査結果の速やかな公表など、県産食材等の安全性に係る情報を提供することにより、食の安全安心の確保を図ります。

食品関連事業者の役割

- 食品衛生監視員からの指導や県ホームページ等の情報など、適切な衛生管理や食品表示に関する知識の収集に努めます。
- 食品の生産から販売に至る各段階における食の安全安心の確保に関する情報について、県民に分かりやすい、積極的な発信に努めます。

県民の役割

- 食の安全安心に関して県が発信する情報の自らの消費行動への活用に努めるとともに、法令等の違反を疑われる食品を発見した場合には、保健所又は食品表示 110 番を通じた通報又は相談を行います。

第3章 計画の推進・進行管理

1 計画の推進

計画の円滑な推進を図るためには、県民、食品関連事業者、市町村などの各主体が計画の内容に理解を深め、食の安全安心の確保における責務と役割を果たすとともに、相互に連携、協働していく必要があります。

このため、県は、広く計画の周知と本県の食の安全安心の確保の取組に関する情報提供を行うとともに、食品関連事業者の自主的な活動の支援並びに県民及び食品関連事業者との情報共有に努めることにより、連携、協働の促進を図ります。

2 国や自治体との連携

計画の推進に当たっては、厚生労働省をはじめ、内閣府食品安全委員会、農林水産省、消費者庁などの国の機関や、都道府県及び市町村との連携を図ります。

また、県だけで対応できない施策などについては、必要に応じて、国に要請していきます。

3 施策の評価、指標の設定及び施策の公表

計画の達成状況をPDCAサイクル³²によって評価するため、指標を設定し、適切に進行管理を行います。

また、計画に基づく施策の評価に当たっては、岩手県食の安全安心委員会における評価を受け、その内容を県民に公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

³² PDCAサイクル: Plan (計画)、Do (実施・実行)、Check (点検・評価)、Act (処置・改善) のサイクルを構成する次の4段階の頭文字をつなげたもの。この4段階を順次行って1周したら、最後のActを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上(スパイラルアップ)させて継続的に業務改善する。

主要指標一覧

※ 「目標の考え方」欄は、0件や100%を目指す指標については、記載を省略しているものであること。

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進（施策1～施策4）

番号	項目	基準年度 (H26)	目標年度 (H32)	目標の考え方	関連 施策
1	県産農産物における食品衛生法違反（残留農薬基準超過）及び自主回収事案に対する適切かつ迅速に対応した割合 ※1	100%	100%		施策1 (施策3) (施策7) (施策9)
2	営業施設のうち重点対象施設に対する岩手版HACCPの導入割合	50%	50%	衛生管理の継続かつ確実な実践を目指します。	施策2
3	食品衛生推進員（食品安全サポーター）によるHACCPシステムの考え方に基づく衛生管理導入の現場指導立入施設数	4,721施設	5,000施設	平成26年度の実績を上回ることを目指します。	施策3
4	地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い生産技術※2の導入面積 自然環境の保全に資する農業の生産方式※2を導入した農地面積	2,428 2,416ha	6,000ha	毎年500ha程度の増加を目指します。※3	施策4

※1 事件発生の都度、対応状況を検証・評価し算出するもの。

※2 化学肥料及び化学農薬の使用を慣例の5割削減する取組に、地球温暖化防止に効果の高い技術（緑肥のすき込み等の炭素貯留技術等）及び生物多様性に効果の高い技術（草生栽培による昆虫類・草類の維持等）を組み合わせた取組。

※3 化学肥料及び・化学合成農薬の使用を慣例の5割削減する取組が約10,000ha実施されており低減、今後10年間で10,000haの全ての実施を目指すもの。地球温暖化防止や生物多様性保全の取組を促進し、環境保全型農業の導入面積の増加を目標とするもの。

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進（施策5～施策8）

番号	項目	基準年度 (H26)	目標年度 (H32)	目標の考え方	関連 施策
1	食品表示法違反による改善命令等件数	0件	0件		施策5 (施策14)
2	食の安全安心に関する出前講座等の実施回数	141回 ※4	150回	過去5年間の平均を上回ることを目指します。	施策6 (施策8)
3	県産農産物における自主回収事案に対する適切かつ迅速に対応した割合（再掲）※5	100%	100%		施策7 (施策1) (施策3) (施策9)
4	地産地消促進計画を策定している市町村の数	13市町村	25市町村	未策定の沿岸市町村を除く全市町村での策定を目指します。	施策8

※4 H21～H26年度の平均。なお、H23年度は東日本大震災津波の影響により実施回数が減少したことから除く。

※5 事件発生の都度、対応状況を検証・評価し算出するもの。

Ⅲ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実（施策 9～施策 14）

番号	項目	基準年度 (H26)	目標年度 (H32)	目標の考え方	関連 施策
1	本県産の貝毒食中毒発生件数	0 件	0 件		施策 9
2	と畜場及び食鳥処理場における安全確保検査適合率※6	100%	100%		施策 10
3	輸入食品に関する残留農薬基準超過等の食品衛生法違反件数	0 件	0 件		施策 11
4	食中毒対策緊急連絡訓練実施回数※7	1 回	2 回	食中毒事件に適切に対応するため、実施回数を増やします。	施策 12
5	残留農薬や動物用医薬品等の分析法開発等に関する知見の取得	1 件	5 件	平成 32 年度までに計 5 件の知見を取得し、収去検査の充実を目指します。	施策 13
6	食品表示法違反による改善命令等件数（再掲）	0 件	0 件		施策 14 (施策 5)

※6 動物用医薬品の残留及び残留有害物質の検査等に適合した割合。

※7 県民くらしの安全課及び各保健所職員を対象に実施。

参考指標一覧

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進（施策1～施策4）

番号	項目	現状値 (H26)	関連 施策
1	生乳検査における体細胞数 50 万/ml 未満の農家割合※8	95%	施策 1
2	HACCP 導入型基準に関する講習会の受講者数	—	施策 2
3	違反・不良流通食品に対する処理率	100%	施策 2 施策 10
4	営業施設を原因とする食中毒の発生件数	10 件	施策 2 施策 3
5	食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合	116.8%	施策 2 施策 10

※8 体細胞数は、生乳を生産する家畜の健康状態を示す数値で、衛生的乳質の指標の1つとされている。乳業団体において、50 万/ml 以上を出荷停止の基準としていることから、出荷可能となる 50 万/ml 未満の農家割合を指標としたもの。

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進（施策5～施策8）

番号	項目	現状値 (H26)	関連 施策
1	健康増進法に基づく広告違反事例に対する是正、改善率	100%	施策 5
2	食の安全安心に関するリスクコミュニケーション開催回数	4 回	施策 6 施策 8
3	牛肉、米トレーサビリティ法の違反事例	0 件	施策 6
4	給食施設での県産食材利用率（重量ベース）※9	42%	施策 8
5	学校給食における県産食材の利用割合（食材数ベース）※10 国産食材の利用割合（食材数ベース）※11	県産 <u>38.5%</u> 国産 <u>87.5%</u>	施策 8

※9 県内の給食施設において、2 年に 1 回（毎月第3週の1週間）給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

※10 県内の学校をランダムに 5 施設抽出し、年 2 回（各 5 日間）実施する調査で H32 の目標値は 35%。

※11 県内の学校をランダムに 5 施設抽出し、年 2 回（各 5 日間）実施する調査。

Ⅲ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実（施策 9～施策 14）

番号	項目	現状値 (H26)	関連 施策
1	水産物の高度衛生品質管理地域認定数	0 地域	施策 9
2	生食用カキのノロウイルス検査実施割合	100%	施策 9
3	各月間における監視指導※12 の実施	100%	施策 10
4	監視指導計画に対する収去検査実施割合	100%	施策 10
5	いわゆる「健康食品」による健康被害に対する関係法令に基づく処分又は告発件数	0 件	施策 10
6	残留農薬の基準超過や遺伝子組み換え食品による食品衛生法違反件数	1 件	施策 10
7	食品中のノロウイルス検査方法の知見取得	知見なし	施策 13
8	流通食品の放射性物質収去検査における基準値以下の割合	100%	施策 14

※12 食品衛生月間などの各重点期間における監視指導

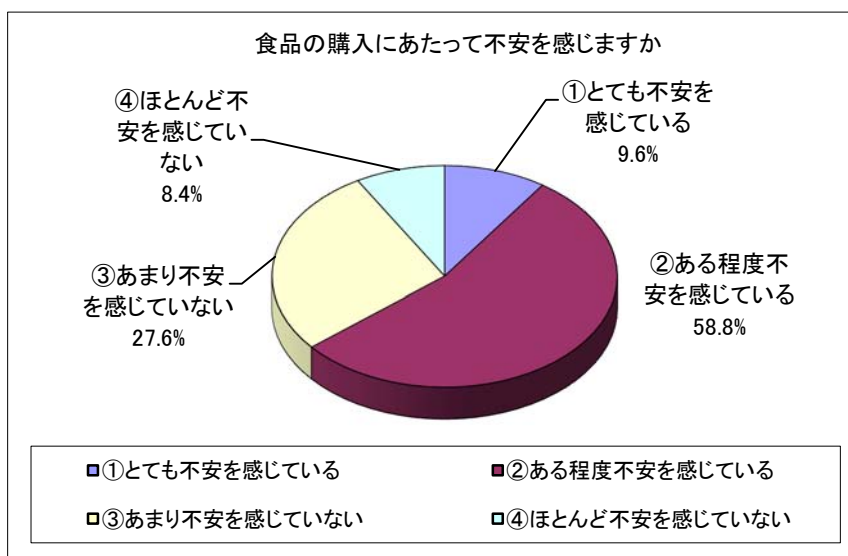
参考資料

1 食の安全安心に関するアンケート調査結果

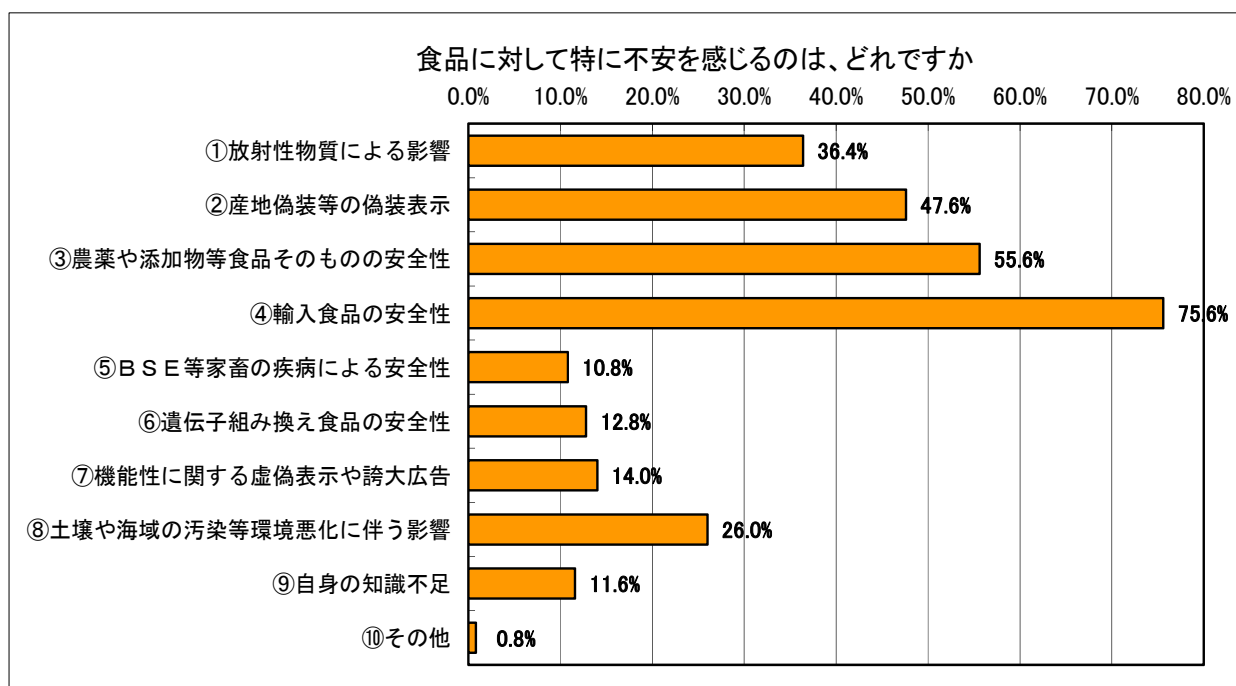
食の安全安心に関する県民の意識を把握するため、平成 26 年 9 月に食の安全安心に関する県政モニターアンケート（希望王国いわてモニターアンケート）を実施しました。（回答数 250 名）

ア 食品に対する不安について

食品購入に当たって不安を感じている人は 64.0%を占めており、不安を感じない人の 34.0%を大幅に上回っています。

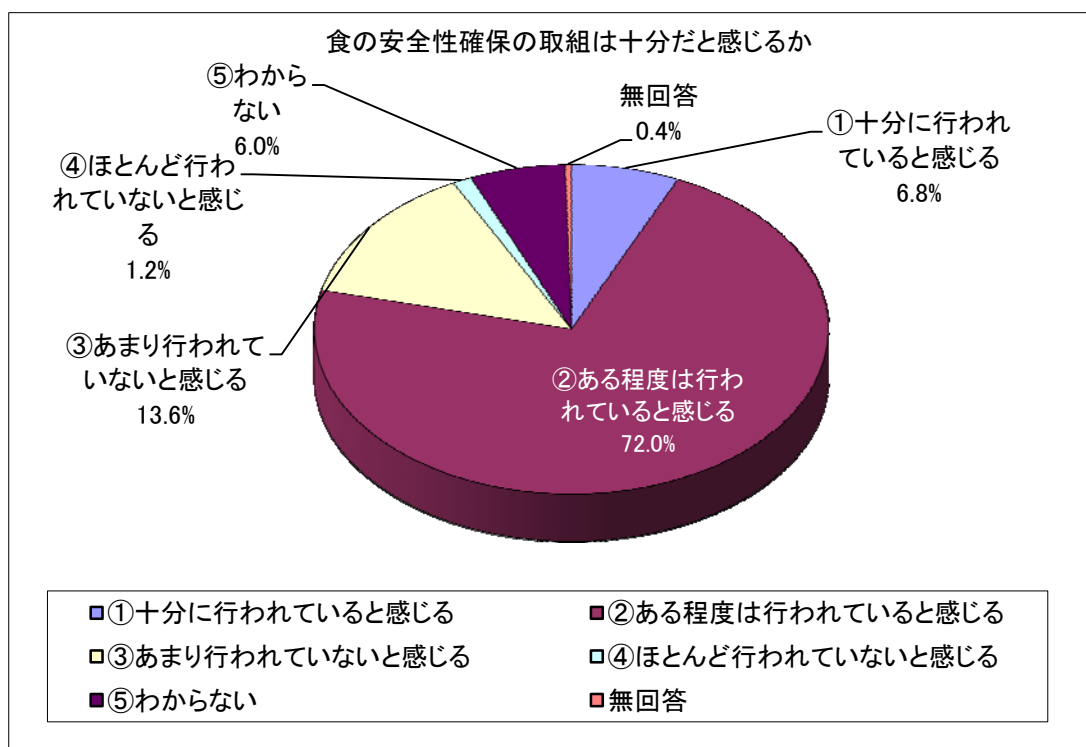


また、不安を感じる理由は、④輸入食品の安全性が最も高く、次いで③農薬や添加物等食品そのものの安全性、②産地偽装等の偽装表示の順になっており、食品そのものへの安全性に懸念を感じている人が多いという結果でした。

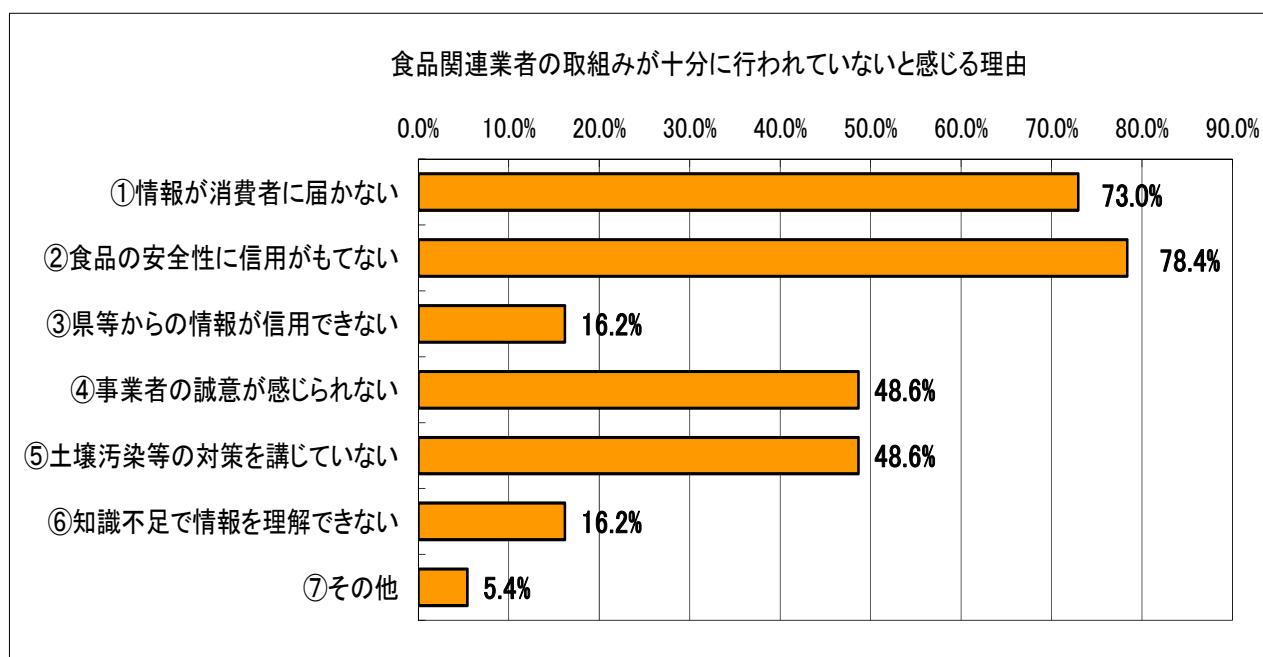


イ 食の安全性確保の取組への評価

安全性確保の取組が行われていると感じる人が全体の8割(78.8%)と県内の食品関連事業者の取組については概ね理解されています。

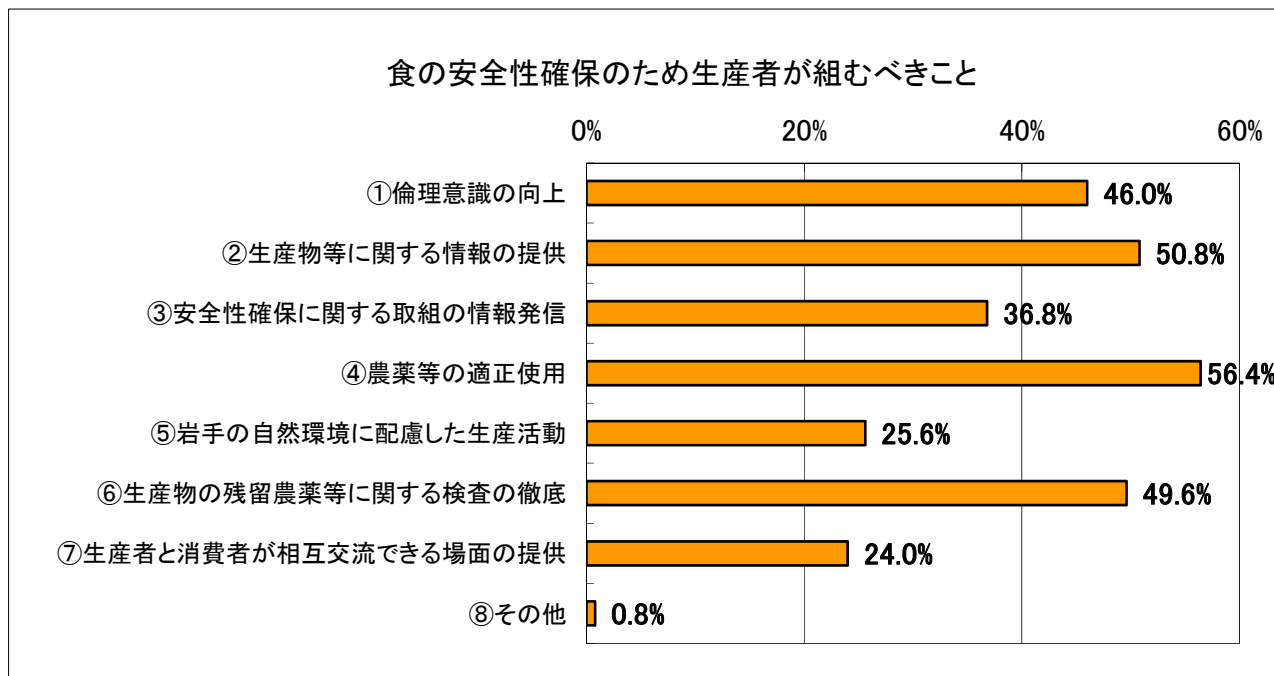


また、安全性確保の取組が十分ではない理由については、②食品の安全性に信用がもてない、①情報が消費者に届かない項目が多く、事業者には、安全な食品を生産、製造するだけでなく、その食品に関する情報の発信などさらなる信頼向上の取組が必要であると考えられます。

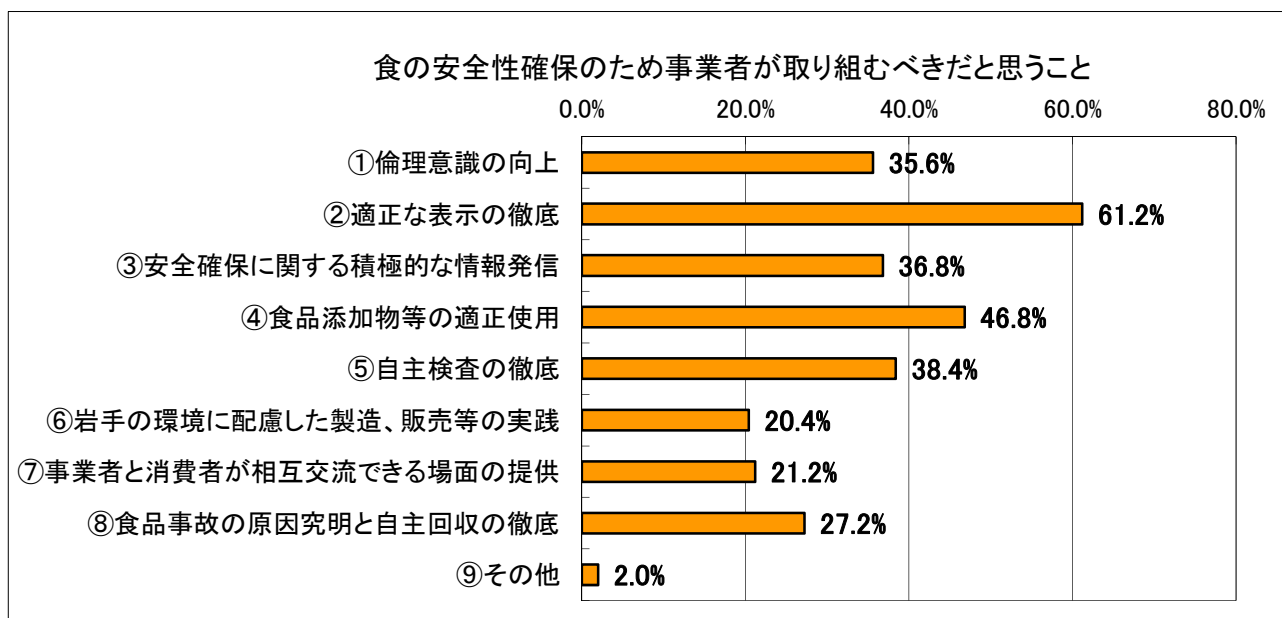


ウ 関係者の責務と役割について

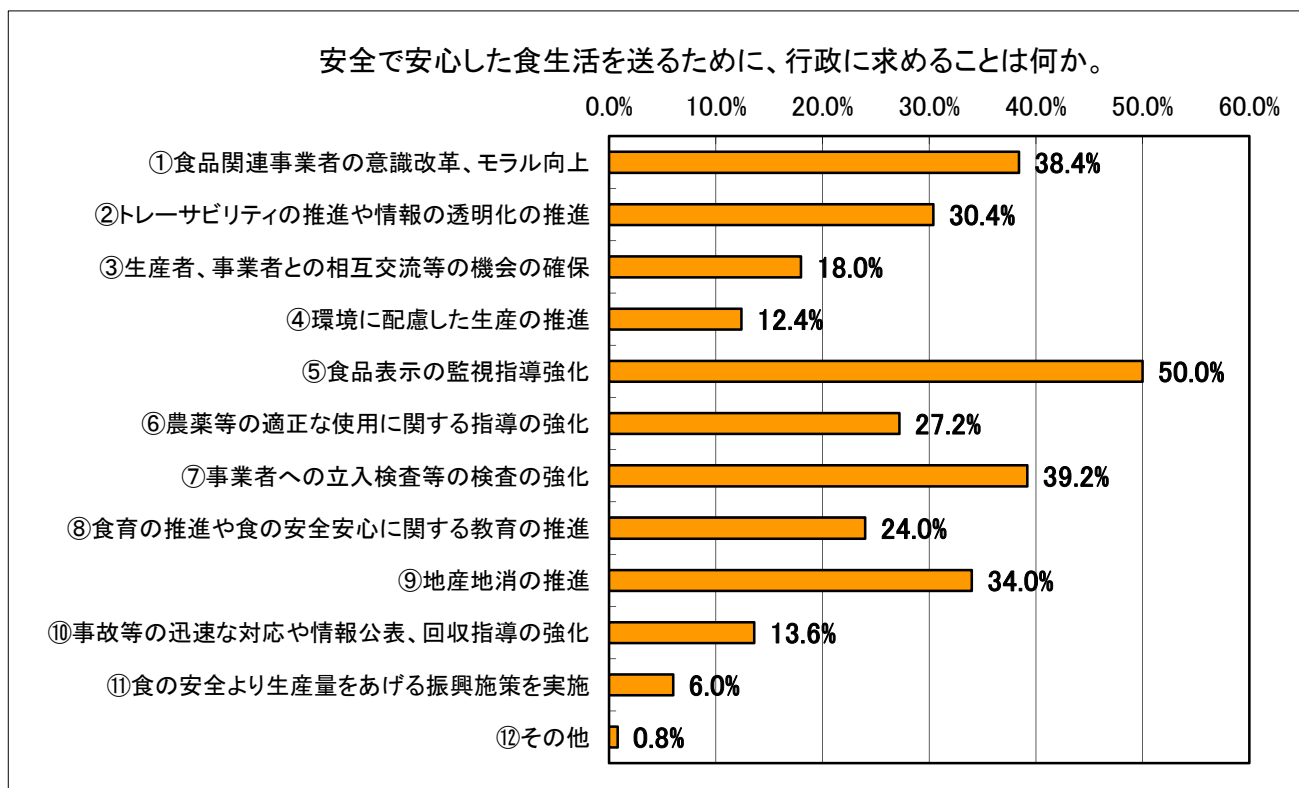
生産者に対する県民が求める取組として最も多かったのは、④農薬等の適正使用であり、次いで、②生産物等に関する情報の提供、⑥生産物の残留農薬等に関する検査の徹底という結果となりました。



また、県民が求める事業者の取組として最も多かったのが、②食品の適正表示の徹底であり、次いで、④食品添加物等の適正使用という結果になりました。



さらに、行政に求めることとして最も多かったのは⑤食品表示の監視指導強化であり、次いで、⑦事業者への立入検査等の検査の強化、①食品関連事業者の意識改革、モラルの向上でした。



2 岩手県食の安全安心推進条例（平成 22 年 7 月 9 日岩手県条例第 37 号）

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章 施策の基本となる事項等

第 1 節 基本計画等（第 7 条－第 9 条）

第 2 節 食の安全安心の確保に関する基本的な施策（第 10 条－第 18 条）

第 3 節 食品等の自主的な回収の報告（第 19 条）

第 3 章 岩手県食の安全安心委員会（第 20 条－第 28 条）

第 4 章 補則（第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民に信頼される食品等の生産及び供給を確保し、もって県民の現在及び将来にわたる健康の保護に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品、同条第 2 項に規定する医薬部外品及び同条第 9 項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。

（2）食品等 食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）並びに添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）をいう。

（3）食の安全安心 食品等の安全性及び県民の食品等に対する信頼をいう。

（4）食品関連事業者 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 8 条第 1 項に規定する食品関連事業者をいう。

（5）特定事業者 次のいずれかに該当する営業者（食品衛生法第 4 条第 8 項に規定する営業者をいう。）又は団体であって、県の区域内に事務所若しくは事業所又は食品等を製造し、輸入し、加工し、若しくは販売するための施設を有するものをいう。

ア 食品等を製造し、輸入し、若しくは加工することを営む者又は農林漁業者の組織する団体

イ 食品等の販売者として当該食品等にその氏名、商号、商標その他の表示をした販売者等であって、規則で定めるもの

（基本理念）

第3条 食の安全安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品を摂取する県民の視点に立って必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

3 食の安全安心の確保に関する取組は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階に関わる食品関連事業者、県民、県等すべての関係者の相互理解及び連携の下に、行われなければならない。

4 食の安全安心の確保に関する取組は、環境に及ぼす影響について配慮して、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全安心の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、食の安全安心の確保に関する施策の策定、改善、廃止等に当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、食の安全安心の確保に関する施策の実施に当たっては、市町村、他の都道府県及び国との連携を図るものとする。

(食品関連事業者の責務)

第5条 食品関連事業者は、関係法令を遵守するとともに、基本理念にのっとり、安全な農林水産物の生産又は安全な食品等の提供に努めるものとする。

2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが取り扱う食品等により県民の健康に悪影響が及び、又は及ぶおそれがある場合には、速やかにその原因を究明し、対策を講ずること等により県民の信頼の向上に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、食品等の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品等の安全性の確保について意見を表明すること等により、食品等の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 施策の基本となる事項等

第1節 基本計画等

(基本計画)

第7条 知事は、食の安全安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全安心の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全安心の確保に関する施策の方向

(2) 前号に定める事項に基づき実施すべき食の安全安心の確保に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県食の安全安心委員会の意見

を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の公表)

第8条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関して実施した施策の内容を公表するものとする。

(国への要請)

第9条 県は、食の安全安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第2節 食の安全安心の確保に関する基本的な施策

(食の安全安心の確保に関する自主的な活動への支援)

第10条 知事は、食品関連事業者が自主的に行う食の安全安心の確保に関する活動を促進するため、情報の提供、技術的支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(食品の適正な表示の推進)

第11条 県は、食品の表示が適正に実施されるよう、食品の表示に関する制度の普及啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(人材の育成)

第12条 県は、食の安全安心の確保に関する人材を育成するために必要な施策を実施するものとする。

(信頼関係構築のための相互理解の増進)

第13条 県は、食の安全安心の確保に関し、県民と食品関連事業者の相互理解を増進し、信頼関係を構築できるようにするため、意見交換又は学習の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した活動の促進)

第14条 知事は、食品関連事業者が行う食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において環境に配慮した活動を促進するため、環境の保全のための施策との連携を図りながら、環境への負荷の少ない農業生産方式の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

(指導、助言等)

第15条 知事は、食の安全安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の必要な段階において、関係機関との連携を図りながら、指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(危機管理体制の整備等)

第16条 県は、食品の摂取により県民の健康に重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び危害情報等の申出に対する措置)

第17条 知事は、食の安全安心の確保に資する情報の収集及び整理を行うとともに、県民に対し、当該情報を提供するものとする。

2 知事は、食の安全安心を損ない、又は損なうおそれのある食品等について県民から必要な措

置を講ずるよう申出があった場合において、当該申出の内容に相当な理由があると認めるときは、速やかに、当該食品等に関する情報の収集及び整理を行い、及び法令又は他の条例に基づく措置その他必要な措置を講ずるとともに、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な場合には、当該措置の内容を公表するものとする。

(食育の推進による食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発)

第18条 県は、県民が食の安全安心の確保に関する理解を深め、及び食品等の安全性等に関して適切な判断力を養うことができるよう、食育の推進を通じて、食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発を行うものとする。

第3節 食品等の自主的な回収の報告

第19条 特定事業者は、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

- (1) 食品衛生法の規定に違反する食品等
 - (2) 食品表示法(平成25年法律第70号)の規定に違反する食品及び添加物(第2条第2号の添加物をいう。)であって、規則で定めるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの
- 2 前項の規定による報告を行った特定事業者が、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- (1) 自主的な回収に着手した食品等を購入した消費者をすべて特定でき、かつ、当該消費者に当該自主的な回収に関する情報を伝達することができる場合
 - (2) 自主的な回収に着手した食品等が県民に販売されていないことが明らかである場合
 - (3) 特定事業者(第2条第5号イに該当するものを除く。)が、自ら製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において他の者を経ることなく直接販売した場合
- 4 知事は、第1項の規定により報告された自主的な回収の措置が、県民の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制する上で適切でないとき認めるときは、当該報告を行った特定事業者に対し、当該回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。
- 5 知事は、第1項又は第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の内容を公表するものとする。

第3章 岩手県食の安全安心委員会

(設置)

第20条 食の安全安心の確保を図るため、知事の附属機関として岩手県食の安全安心委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌)

第21条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 食の安全安心の確保のための基本的かつ総合的な施策に関する事項を調査審議すること。

- (2) 食の安全安心の確保のための施策を評価すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議すること。

2 委員会は、食の安全安心の確保に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に建議することができる。

(組織)

第22条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 消費者を代表する者
- (2) 食品関連事業者を代表する者
- (3) 学識経験のある者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第23条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第25条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 前2条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第26条 委員会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第27条 委員会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委員長への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第4章 補則

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章第3節の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2章第3節の規定は、平成23年4月1日以後に着手した自主的な回収について適用する。
(岩手県食の安全安心委員会条例の廃止)
- 3 岩手県食の安全安心委員会条例(平成15年岩手県条例第1号)は、廃止する。
(岩手県食の安全安心委員会条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の岩手県食の安全安心委員会条例第1条の規定により知事の諮問機関として置かれた岩手県食の安全安心委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第20条の規定により、知事の附属機関として置かれる岩手県食の安全安心委員会(以下「新委員会」という。)の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第22条第2項の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、第23条第1項の規定により、新委員会の委員長又は副委員長として互選されたものとみなす。

附 則(平成26年10月20日条例第99号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第20号)

- 1 この条例は、食品表示法(平成25年法律第70号)の施行の日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岩手県食の安全安心推進条例第19条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に着手した食品等の自主的な回収に係る報告について適用し、同日前に着手した食品等の自主的な回収に係る報告については、なお従前の例による。

3 岩手県食の安全安心推進条例施行規則（平成22年7月9日岩手県規則第64号）

（趣旨）

第1条 この規則は、岩手県食の安全安心推進条例（平成22年岩手県条例第37号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定事業者である販売者）

第2条 条例第2条第5号イの規則で定める者は、次のとおりとする。

- （1）食品等に自らの氏名（法人にあっては、名称又は略称）、商号、商標その他の自己を表す表示をした販売者（当該表示に係る食品等を回収する場合に限る。）
- （2）食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「府令」という。）第3条第1項に規定する製造所固有記号を当該製造所固有記号に係る製造者と連名で消費者庁長官に届け出た販売者（当該記号を表示した食品等を回収する場合に限る。）
- （3）消費者に食品として販売するため、農林漁業者との契約により栽培した農林水産物を、当該農林漁業者から直接購入した販売者（当該購入した農林水産物を回収する場合に限る。）

（自主的な回収の着手の報告）

第3条 条例第19条第1項の規定による報告は、別に定める様式による自主回収着手報告書を知事に提出することにより行うものとする。

2 条例第19条第1項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1）府令第3条第1項、第10条第1項第3号、第15条第3号、第19条、第24条第1項第5号、第29条第6号、第7号、第9号、第10号、第12号、第13号若しくは第14号、第32条第1項若しくは第3項第4号、第37条第4号又は別表第24の規定による消費期限又は賞味期限の表示の基準に違反するもの
- （2）府令第3条第2項、第10条第1項第8号、第15条第6号、第19条、第24条第1項第5号、第29条第5号、第6号、第7号、第9号、第10号、第12号、第13号若しくは第14号、第32条第2項若しくは第3項第7号、第37条第6号又は別表第24の規定によるアレルギーの表示の基準に違反するもの
- （3）府令第3条第1項、第10条第1項第2号、第15条第2号、第18条第2項、第19条、第21条、第24条第1項第5号、第29条第6号、第7号、第9号、第10号、第12号、第13号若しくは第14号、第32条第1項若しくは第3項第3号、第37条第3号又は別表第24の規定による保存の方法の表示の基準に違反するもの

3 条例第19条第1項第3号の規則で定める食品等は、次に掲げる食品等が一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造、生産等がされた食品等の一群を構成する食品等の中に相当数含まれていると認められる食品等とする。

- （1）衛生管理の不備に起因して、特定事業者の意図しない微生物、化学物質若しくは異物が含まれ、若しくは付着した食品等又はその疑いがある食品等
- （2）現に食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害が生じている場合において、当該被害の態様からみて当該被害と同様の被害を生じるおそれがある食品等

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条又は食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第8項の規定による命令が発せられ、現に当該命令に係る処置がとられている場合において当該命令の対象となった食品等と同種又は類似の食品等であって、当該命令の対象となっていないが、当該命令に係る違反と同様の違反の疑いがあるもの
(自主的な回収の終了の報告)

第4条 条例第19条第2項の規定による報告は、別に定める様式による自主回収終了報告書を知事に提出することにより行うものとする。

(報告書の経由)

第5条 第3条第1項の規定による自主回収着手報告書又は前条の規定による自主回収終了報告書は、自主的な回収を行った食品等を製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した事務所、事業所又は施設の所在地（当該事務所、事業所又は施設が2以上ある場合には、主たるものの所在地）を所管する保健所長を経由して提出しなければならない。

附 則（平成22年7月9日岩手県規則第64号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月7日岩手県規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日岩手県規則第44号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。